

第2次

かほく市 地域福祉活動計画



社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会



はじめに

社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会

会 長 金 田 勉

かほく市に暮らす人々がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、「おたがいさまの心でつなぎ、みんなで支えあうまち かほく」を基本理念として、平成26年3月に第1次かほく市地域福祉活動計画が策定されました。

第1次活動計画は、住民の皆さまよりいただきましたさまざまなご意見をもとに策定され、地域での助けあい、支えあいの関係づくりを目指して進めてまいりました。

この度策定されました第2次活動計画では、これまでの取り組みを踏まえ、地域福祉の推進をより着実なものとするため、第1次活動計画に引き続き、平成30年3月にかほく市において策定されました第2次かほく市地域福祉計画の基本理念・基本目標と一体のものとし、かほく市をはじめ各関係機関の連携を一層深めていくこととされております。

かほく市社会福祉協議会におきましても、本活動計画の策定を受け、各関係機関、各種関係団体等との協力・連携を深め、地域とともに地域福祉の推進に取り組んでいく所存です。

最後に、本活動計画の策定にあたり多大なる尽力を賜りました、策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成31年3月

目次

第1章 活動計画の策定にあたって

1. 活動計画策定の趣旨	1
2. 活動計画の位置づけ	2
3. 活動計画の期間と進行管理の方法	4
4. 活動計画における社会福祉協議会の役割	5

第2章 地域住民を取り巻く現状と課題

1. かほく市の現状	7
2. 第1次活動計画の振り返り	13

第3章 活動計画の基本的な考え

1. 活動計画の基本理念と基本目標	15
-------------------	----

第4章 活動計画の推進

1. 活動計画の体系図	17
2. 地域における福祉活動の展開	18
3. 地域福祉活動を支援する体制	32

資料編

1. 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	36
2. 地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	38
3. かほく市地域福祉計画策定に係るアンケート	39
(かほく市「第2次かほく市地域福祉計画」資料編、平成30年、P53-65)	
4. 補足説明(32・33ページに掲載の事業や用語の説明)	52

01

第1章

活動計画の策定にあたって



1 活動計画策定の趣旨

かほく市に暮らす私たち住民が、地域で安心して暮らしていくためには、住民一人ひとりが地域でのつながりを大切にして、互いに支えあいながら共に生きてく社会を築いていくことが重要です。

一方で、少子高齢化、核家族や単身世帯の増加、生活様式の多様化に伴う地域のつながりの希薄化、担い手の減少、社会情勢の変化による社会的孤立などが地域の課題となっています。

このように地域が抱える多様で複雑な課題は、近年の社会構造の変化によって、制度等による支援だけ、もしくは地域の力だけで解決することが困難になってきています。住民や地域がその地域にある課題を「我が事」（自分の課題）として捉え、また、地域組織や福祉団体、民生委員児童委員、ボランティア、福祉サービス事業者などの専門機関、その他の関係機関、行政などの地域に関わるあらゆる機関も地域と一体となって、それらの課題を「丸ごと」受け止めて課題解決に向けて取り組んでいく体制が求められています。

2014年（平成26年）に地域住民の意見を基に策定した第1次活動計画が、2019年（平成31年）3月に計画期間の終了を迎えることから、これまでの取り組みを振り返り・見直し、地域福祉のより一層の推進・充実を図るため、第2次活動計画を策定しました。

2 活動計画の位置づけ

(1) 地域福祉活動計画とは

この活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や自治会、民生委員児童委員、福祉団体、ボランティア、福祉サービス事業者などと協力して、地域福祉を推進するための取り組みを提案した民間の活動・行動計画です。

なお、地域福祉の推進とは、住民一人ひとりが普段の暮らしを守るために、地域でのつながりを大切にして、地域に関わるあらゆる方々や関係機関と協力しながら、地域全体で助けあい、支えあいの関係を築き、地域の課題解決に向けて取り組んでいくことです。

「地域福祉活動計画」の策定 ●地域福祉活動計画策定指針【抜粋】

「地域福祉活動計画」は、「地域福祉活動計画策定指針 - 地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画 -」(全国社会福祉協議会、平成15年)によって、次のとおり定義されています。

2 地域福祉活動計画とは何か

(1) 地域福祉活動計画の定義

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。(以下、省略)

「地域福祉の推進」について ●社会福祉法第4条【抜粋】

「地域福祉の推進」は、社会福祉法第4条に次のとおり定められています。

(地域福祉の推進)

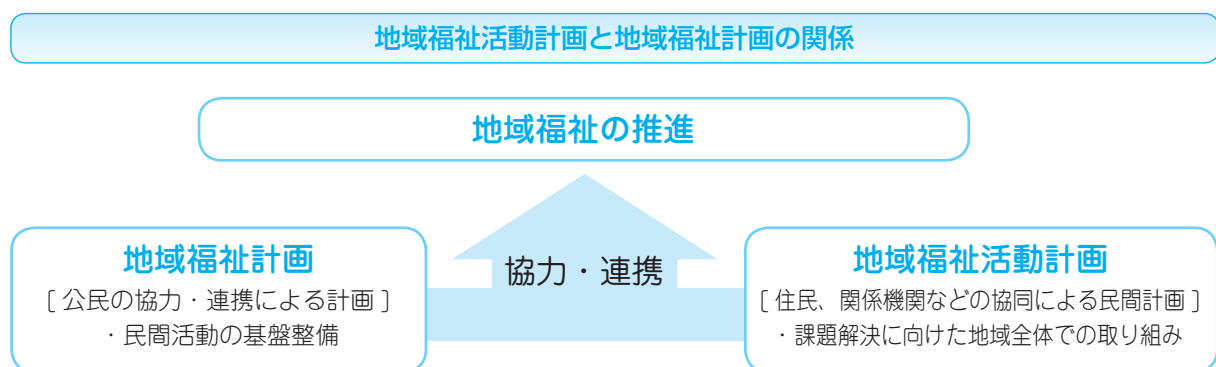
第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（２）地域福祉計画との連携

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを体系的に整備するための行政計画であり、かほく市では2012年（平成24年）に「第1次かほく市地域福祉計画」、2018年（平成30年）には「第2次かほく市地域福祉計画」が策定されました。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、お互いに協力・連携して共通の目的である地域福祉の推進を目指していきます。



「地域福祉計画」策定の根拠

●社会福祉法第107条【抜粋】

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に次のとおり定められています。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

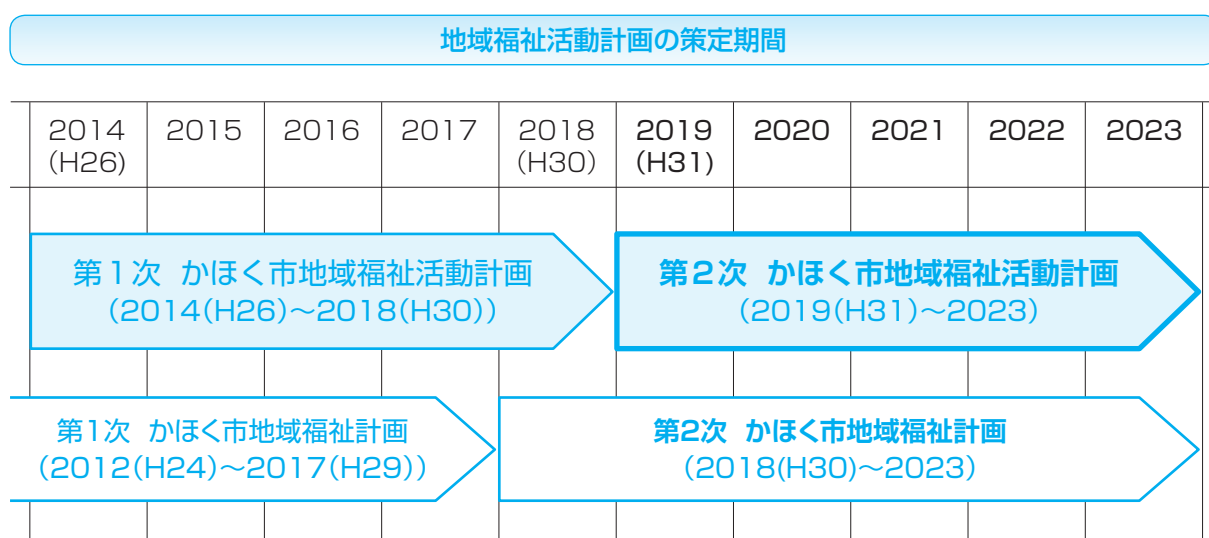
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 活動計画の期間と進行管理の方法

(1) 計画期間

この活動計画の期間は2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて内容を見直すこともあります。



(2) 活動計画の進行管理

活動計画の進行状況の管理は、定期的に把握し点検・評価したうえで、必要に応じてその後の取り組みの改善に努めます。

また、かほく市が2018年（平成30年）に策定した「第2次かほく市地域福祉計画」との連動性を考慮して、一体的な進行管理を行っていきます。

4 活動計画における社会福祉協議会の役割

社会福祉法人かほく市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で、地域福祉を推進する団体として位置づけられています。

活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域に関わる関係団体や関係機関の協力によって、地域福祉を推進するための取り組みを提案した民間の活動・行動計画であり、社会福祉協議会では、地域福祉を推進するために、地域住民や自治会、民生委員児童委員、福祉団体、ボランティア、福祉サービス事業者などと協力して、住民が福祉への関心・理解を深め、地域の課題解決に向けて福祉活動への参加が促進されるよう支援していきます。

「社会福祉協議会」とは ●社会福祉法第109条【一部抜粋】

「社会福祉協議会」は、社会福祉法第109条に次のとおり定められています。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては～（中略）…が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業（以下、省略）

02

第2章

地域住民を取り巻く現状と課題



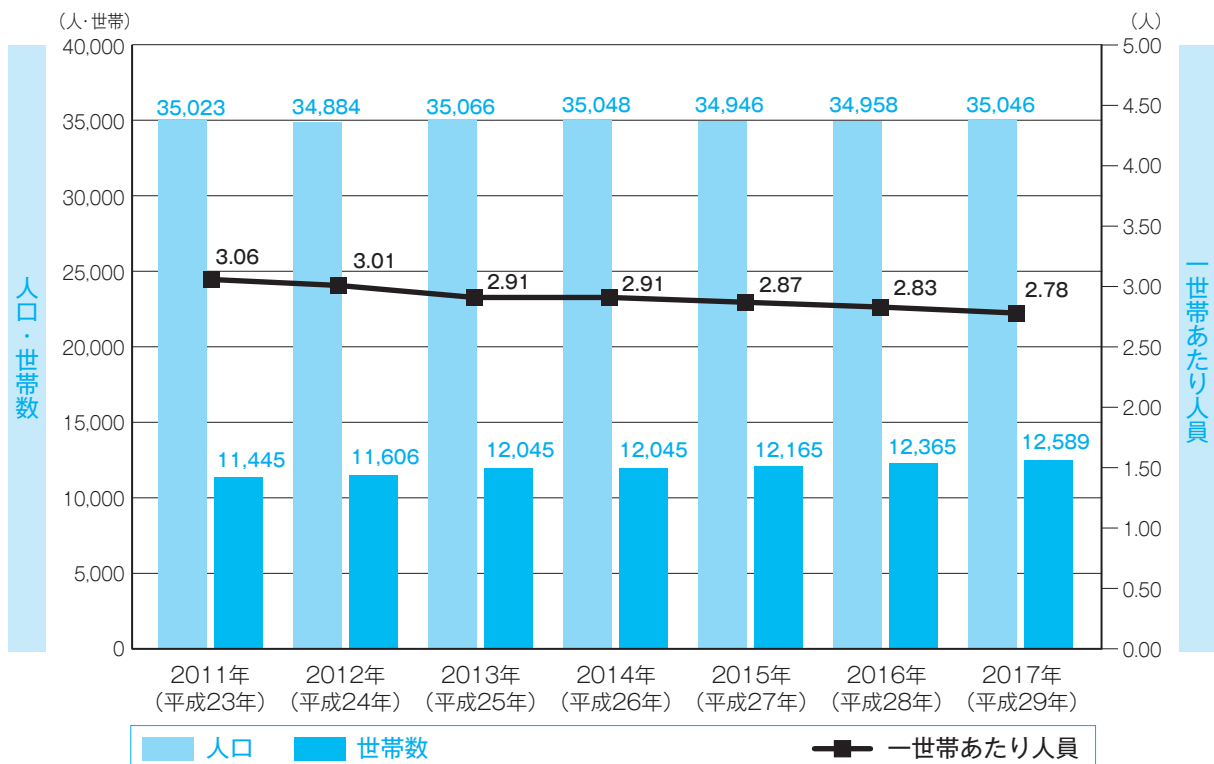
1 かほく市の現状

(1) 人口と世帯

①人口と世帯数の動き

かほく市の近年の動向をみると人口は35,000人程度を維持しており、世帯数は緩やかな増加傾向にあります。2017年（平成29年）3月末現在の人口は35,046人、世帯数は12,589世帯となっています。

人口と世帯、1世帯あたり人員の推移

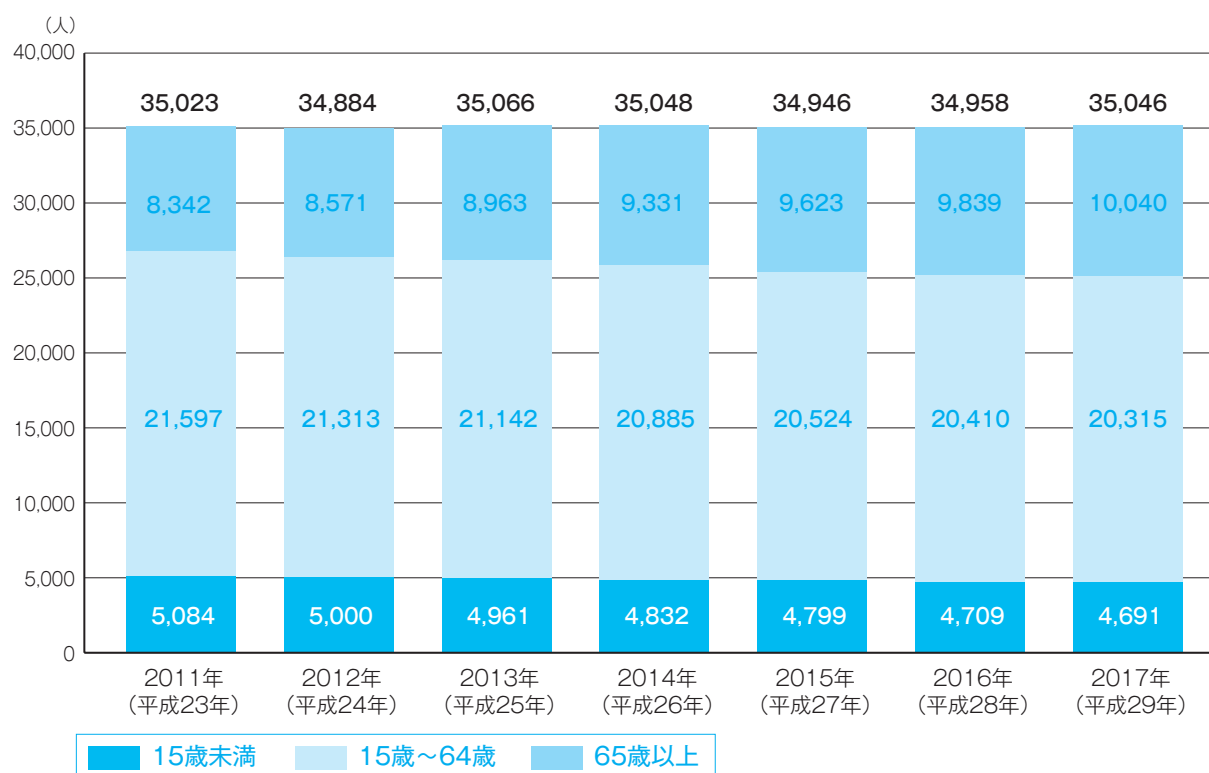


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

②年齢別の人口の動き

かほく市の人口を年齢別にみると、0歳から14歳までの子どもの人口（年少人口）と15歳から64歳までの人口（生産年齢人口）が減少しています。一方で、65歳以上の高齢者の人口（老年人口）は増加しています。

年齢別の人口構成の推移

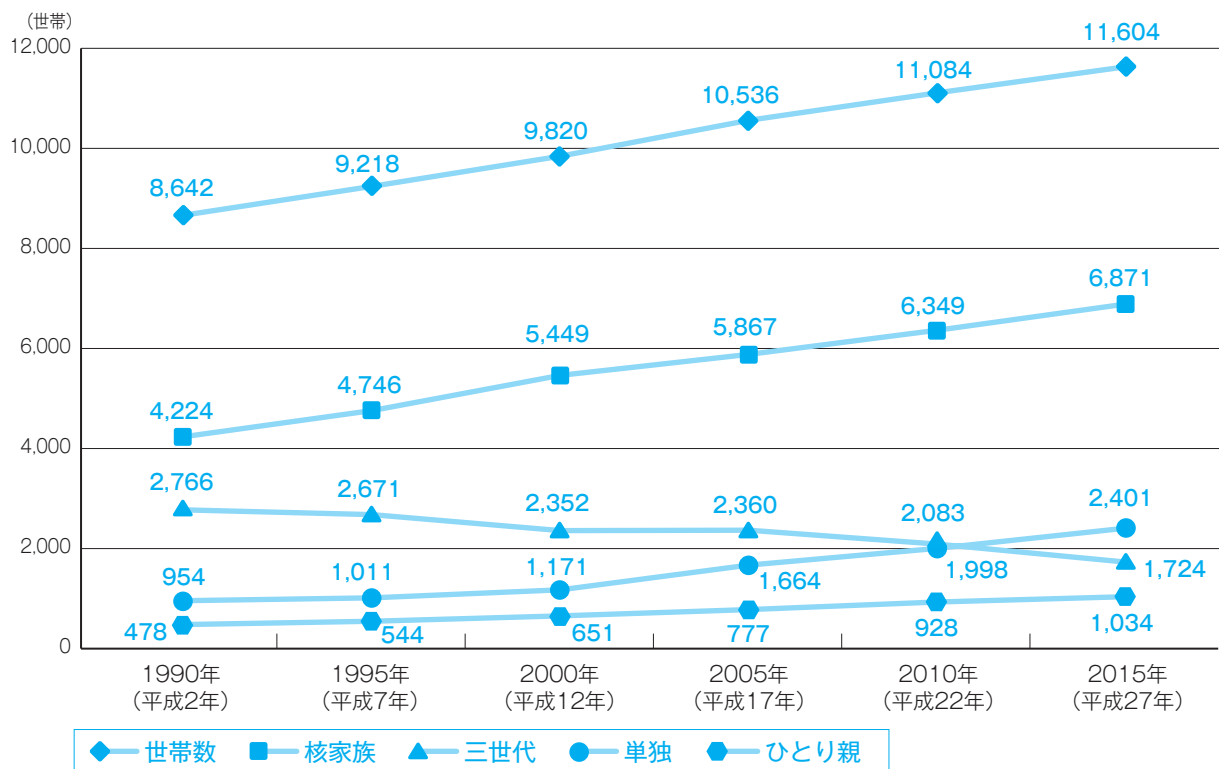


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

③世帯の構成の動き

かほく市では、親と子で構成する核家族世帯やひとり暮らしの単独世帯、ひとり親世帯が年々増加しています。一方で祖父母と親、子で構成する三世代家族世帯が減少してきており、2015年（平成27年）には単独世帯が三世代家族世帯を上回りました。

世帯構成の推移



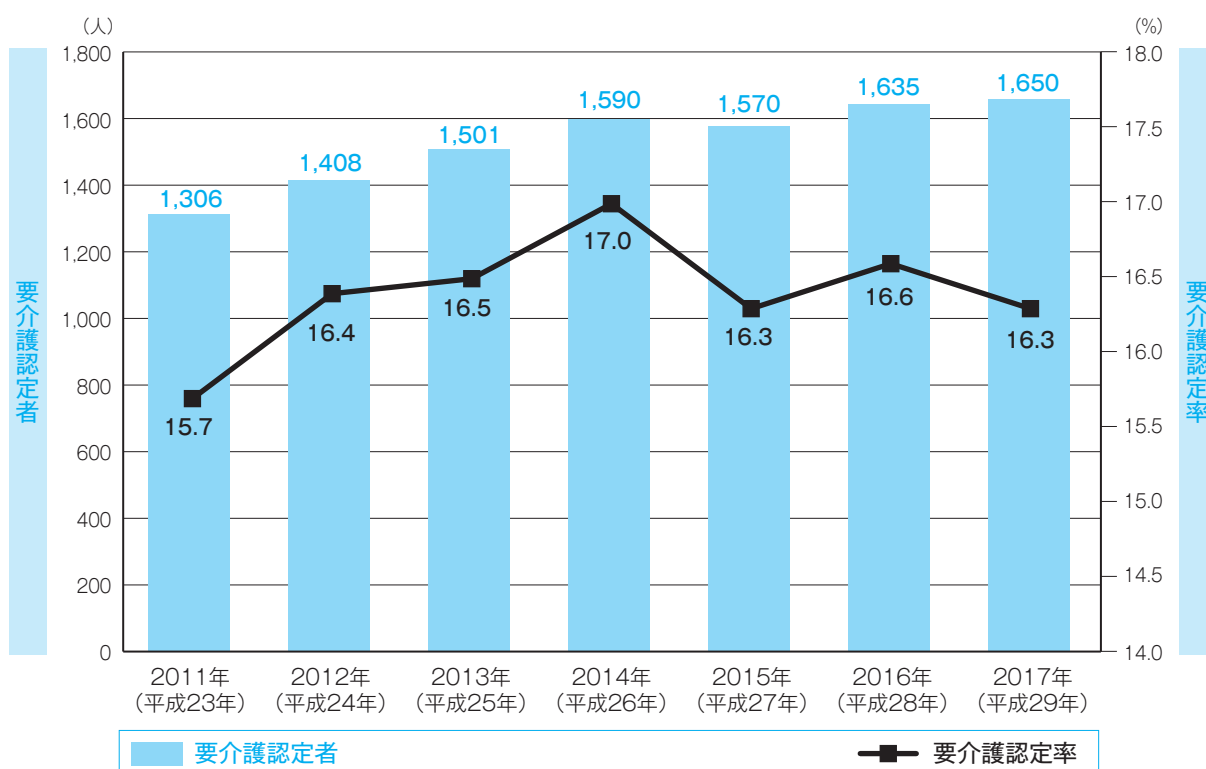
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 対象者ごとの状況

①介護を必要としている方の状況

かほく市内の介護を必要とする方は増加傾向にあります。また、高齢者の人口に対して介護が必要と認定された方の割合は、2014年（平成26年）まで年々増加していましたが、以降は16%台で推移しています。

要介護認定者数の推移（第1号被保険者※）



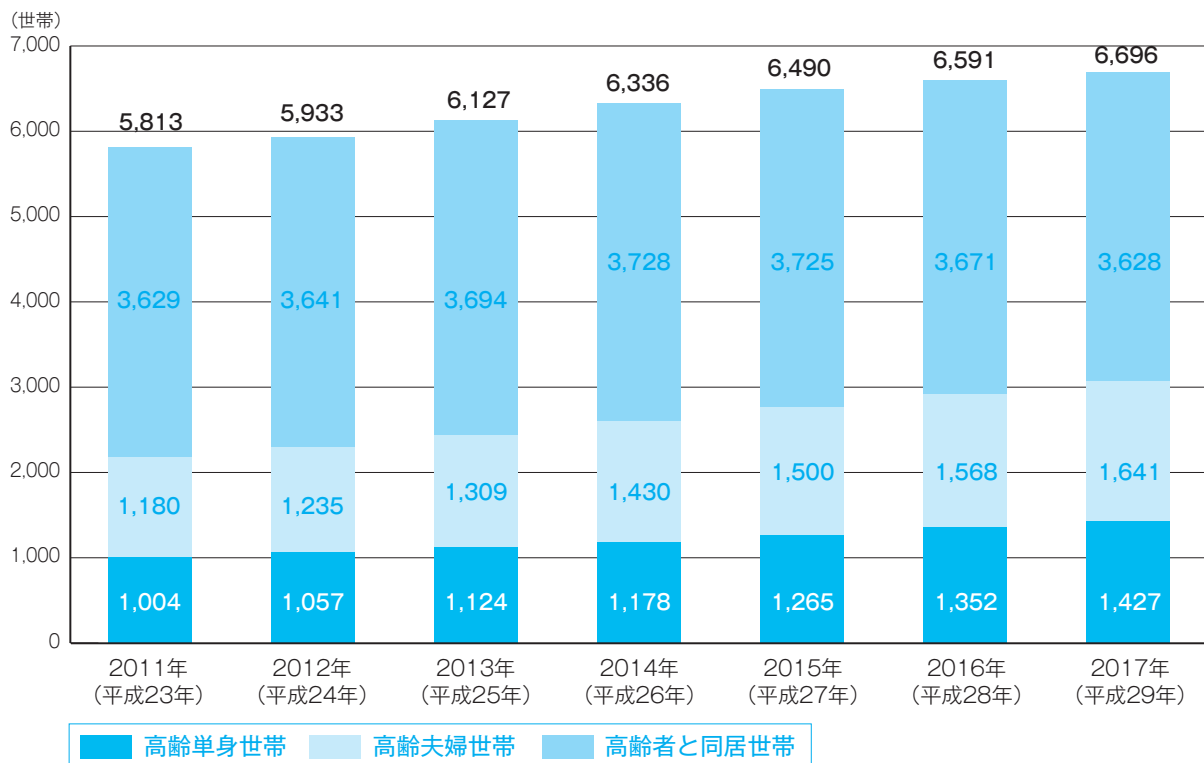
資料：かほく市長寿介護課（各年9月30日）

※65歳以上の方が第1号被保険者となります。【介護保険法第9条】

②高齢者の状況

かほく市内の65歳以上の高齢者との同居世帯数は、2014年（平成26年）以降減少してきていますが、高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数は年々増加しています。

高齢者世帯割合の年次推移



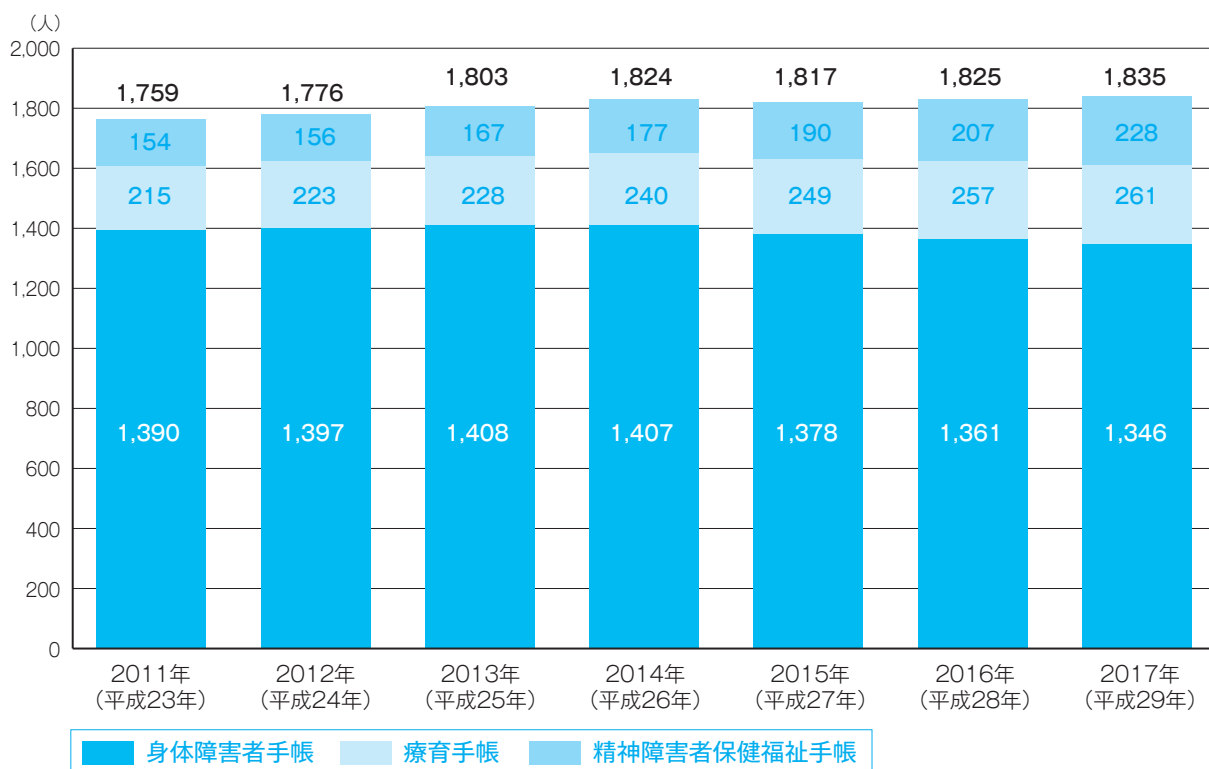
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

③障がいのある方の状況

障がいのある方には、内容や程度に応じて、身体に障がいのある方に交付される手帳（身体障害者手帳）、知的機能に障がいのある方に交付される手帳（療育手帳）、精神障がいの状態にある方に交付される手帳（精神障害者保健福祉手帳）といった手帳が交付されます。

かほく市では、手帳を保持している方が増加傾向にあります。中でも精神障害者保健福祉手帳を保持している方、療育手帳を保持している方が増加しています。

障害者手帳保持者の推移



資料：かほく市健康福祉課（各年4月1日）

2 第1次活動計画の振り返り

(1) 第2次活動計画の取り組みに向けて

第1次活動計画では、市内6小学校区で「住民座談会」を開催し、地域住民から直接、地域での課題を把握・集約し、目指す方向性を掲げて地域づくりを進めてきました。

社会福祉協議会では、地域住民の生活や地域づくりを支えるために、第1次活動計画の策定後、「福祉教育事業」の実施、地域住民の交流の場である「地域のお茶の間活動（サロン活動）」の推進、住民が地域について話しあう機会として「住民座談会」や「地域座談会」の開催、地域で生活するうえで困難な状況にある方に対して、生活を支えるための「権利擁護事業」の推進などに取り組んできました。

こうした取り組みの最中でも、一人暮らし世帯の増加や核家族化の進行など、住民が暮らす地域の環境は変化しています。

行政計画である「第1次かほく市地域福祉計画」策定の際に実施された調査（2011年（平成23年）実施）結果では、地域住民の日頃の付き合いの程度について、「付き合いは少ない」との回答は29%でしたが、「第2次かほく市地域福祉計画」策定の際に実施された調査（2017年（平成29年）実施）で、同様の項目の回答は40%となっており、地域のつながりの希薄化は地域住民の実感として確実に進行しています。

このような状況を踏まえて、また、住民の意見を集約して策定した第1次活動計画を振り返り、見直したうえで、この活動計画では、より着実に地域住民を中心とした地域づくりを進めるため、目指す方向性を概ね引き継ぐこととしました。さらに、地域の課題に対して、住民を中心とした取り組みを支えるための体制を整え、地域づくりの充実を進めていきます。

03

第3章

活動計画の基本的な考え



1 活動計画の基本理念と基本目標

この活動計画では、住民や地域のつながりによって、その地域の課題の解決を目指すとともに、地域だけでは解決が困難な課題に対しては、行政計画である「第2次かほく市地域福祉計画」の基本理念及び基本目標を共通のものとするすることで、地域組織や福祉団体、民生委員児童委員、ボランティア、福祉サービス事業者などの専門機関、その他の関係機関、行政などのさまざまな協力によって、地域課題の解決を図ることができる体制づくりも目指します。

基本理念

「おたがいさまの心でつなぎ、
みんなで支えあうまち かほく」

基本目標

1. 健康な生活を送ろう
2. 地域と「つながろう」 地域で「参加しよう」
3. やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう
4. みんなで「支えあおう」「助けあおう」
5. 安心して暮らせるまち・住まいを確保しよう
6. 相談しやすい環境をつくろう
7. 福祉サービス・体制を充実させよう

04

第4章

活動計画の推進



1 活動計画の体系図

【基本理念】

【基本目標】

【目指す方向性】

おたがいさまの心でつながぎ、
みんなで支えあうまちかほく

(1) 健康な生活を送ろう

●18ページ

声を出して笑いましょう

(2) 地域と「つながろう」
地域で「参加しよう」●19ページ

自分から積極的なあいさつ・声かけからはじめて、コミュニケーションを深めましょう

地域行事や団体活動などの積極的な参加でつながりを深めましょう

住民の交流のための集いの場をつくりましょう

(3) やさしい心を育む福祉教育
(学び)を推進しよう ●21ページ

地域や福祉を身近に感じられるような環境をつくりましょう

(4) みんなで「支えあおう」
「助けあおう」 ●22ページ

●22ページ

近所でちょっとした困りごとを発見して、できる範囲で手助けしましょう

地域の困りごとを私たちの困りごととして、みんなで話しあいましょう

(5) 安心して暮らせるまち・
住まいを確保しよう ●24ページ

●24ページ

地域で自立した生活が送れるよう支援が必要な人を見守りましょう

災害の備えをしましょう

(6) 相談しやすい環境をつくろう
●26ページ

●26ページ

近所で発見した困りごとを解決につなげる橋渡しをしましょう

(7) 福祉サービス・体制を
充実させよう ●27ページ

●27ページ

地域全体で支えあいの輪を広げましょう

市全体で取り組むべき課題への対策をみんなで考えましょう

2 地域における福祉活動の展開

基本目標 1

健康な生活を送ろう

地域で健康的な生活が続けるために、自己管理だけでなく、お互いの健康に気を配りあい、笑いあえる関係づくりで、からだの健康だけでなく、心の健康づくりも心がけましょう。

目指す方向性①

声を出して笑いましょう

●笑いあって心もからだも健康な生活を送りましょう

自分自身の健康に気をつけながら、隣近所の人や友人、知人などとも、お互いの健康に気配りあい、自然に笑いあえる関係づくりを心がけて、心もからだも健康的な生活を過ごしましょう。

●元気な地域を目指す活動の輪を広げましょう

地域全体が健康的で明るく笑顔で過ごせるよう、健康づくりに取り組む活動の輪を広げましょう。

社会福祉協議会としての主な取り組み

地域のお茶の間活動（サロン活動）の推進

地域の住民にとって、気軽に集える交流のための場である地域のお茶の間活動（サロン活動）の推進・支援を図ります。

福祉交流事業の開催

子どもや高齢者、障がいのある方、ボランティアなど、状況・立場の違うさまざまな人との交流で地域でのつながりを広げます。



基本目標 2

地域と「つながろう」 地域で「参加しよう」

お互いに助けあう・支えあう関係づくりの第一歩として、隣近所の方などとのあいさつや声かけでお互いにコミュニケーションを深めながら、地域での行事や交流の場など、気軽に参加しやすい身近な活動・集いの場に参加して、地域のいろいろな人とのつながりを深めましょう。

目指す方向性①

自分から積極的なあいさつ・声かけからはじめて、コミュニケーションを深めましょう

●一人でも多くの人に自分からあいさつ・声かけをしましょう

あいさつを待つのではなく、自分から率先して一人でも多くの人にあいさつ・声かけをしましょう。また、あいさつ・声かけをされたら快く返事をしましょう。

●コミュニケーションを深めるために自分から話しかけましょう

お互いのことに関心を持って、自ら積極的に話しかけ、会話を通じてより深いコミュニケーションを図りましょう。

目指す方向性②

地域行事や団体活動などの積極的な参加でつながりを深めましょう

●地域行事や団体活動に積極的に参加して、いろんな人とつながりましょう

地域行事や地域組織・福祉団体の活動へ積極的に参加して、さまざまな人とコミュニケーションを図って新しいつながりをつくりましょう。

●みんなで誘いあって地域行事に参加しましょう

住民が集まる地域行事にこれまで以上の関心を持ち、隣近所で呼びかけあい、誘いあって一人でも多くの人に参加できるように心がけましょう。

●さまざまな方法で地域行事の積極的な周知に努めましょう

地域行事に住民が積極的に参加してもらえるよう、さまざまな方法で周知や参加しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。

●住民が参加しやすい地域行事や活動の工夫を考えてみましょう

地域行事を振り返り、これまでの伝統を守りながらも、一人でも多くの住民に参加してもらえるよう、新しい工夫などを協議・検討してみましょう。

●異なる世代、他団体との交流でつながりを深めましょう

住民の参加意欲を高めるために、子ども・青壮年・高齢者といった異なる世代との交流や地域で活動するさまざまな団体との交流で、つながりを深める機会を持ちましょう。

目指す方向性③

住民の交流のための集いの場をつくりましょう

●世代間交流の機会をつくりましょう

子どもや高齢者などの世代間で交流できる機会づくりを検討しましょう。

●地域で交流の場づくりに取り組みましょう

子どもや高齢者、障がいのある方など、地域に住む誰もが交流できる場づくりに積極的に取り組みましょう。

社会福祉協議会としての主な取り組み

地域座談会の開催

地域に暮らす住民が困りごとなどについて話しあうことで、地域での生活課題を共有し、地域全体で解決に取り組む地域づくりを目指して開催します。

地域のお茶の間活動（サロン活動）の推進[再掲]

地域の住民にとって、気軽に集える交流のための場である地域のお茶の間活動(サロン活動)の推進・支援を図ります。

福祉交流事業の開催[再掲]

子どもや高齢者、障がいのある方、ボランティアなど、状況・立場の違うさまざまな人との交流で地域でのつながりを広げます。

基本目標 3

やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう

子どもから高齢者まで世代を問わず、自分たちの地域を良くしたいという行動・活動につながるよう、地域の課題に気づき、共有し、理解を深めるための機会づくりに取り組みましょう。

目指す方向性①

地域や福祉を身近に感じられるような環境をつくりましょう

●一人ひとり違うその人らしさを理解しましょう

自分と相手とは違うことがあたり前のことと理解して、相手の置かれている状況や気持ちを想像してみましょう。

●子どもから大人まで「人への思いやり」「共に生きる力」を育む学びの場づくりに取り組みましょう

年代を問わず、地域全体で人への思いやりや共に支えあい・助けあいながら、その地域に愛着を持って生きる力を育む学びの機会をつくりましょう。

社会福祉協議会としての主な取り組み

福祉教育の推進（児童生徒・地域）

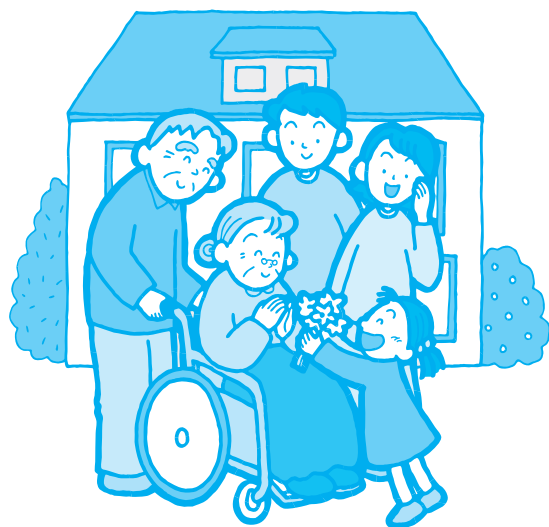
子どもから大人まで福祉教育の機会を提供し、福祉への関心・意識の向上を図ります。

ボランティア活動の推進

自分自身を豊かにしてくれて、また地域や社会をよりよくしていくことにも役立つ、身近な活動であるボランティア活動の推進・支援を図ります。

福祉交流事業の開催[再掲]

子どもや高齢者、障がいのある方、ボランティアなど、状況・立場の違うさまざまな人との交流で地域でのつながりを広げます。



みんなで「支えあおう」「助けあおう」

地域で困っている人や地域全体の課題に対して、地域の住民一人ひとりが無理なく、できる範囲で支えあえる・助けあえる関係を目指して、地域全体でつながりづくりを進めましょう。

目指す方向性①

近所でちょっとした困りごとを発見して、できる範囲で手助けしましょう

●ちょっとした頼みごと・頼まれごとが気軽にできる関係づくりを目指しましょう

身近に困っている人がいたら、自分が無理なくできる範囲でのちょっとした手助けができるよう心がけましょう。また、お互いさまの心で、ちょっとした頼みごと・頼まれごとを気軽にできる関係づくりを目指しましょう。

●困りごとなどを共有したり、解決のためのヒントを探す機会を設けましょう

困りごとなどを話しあい、日ごろの情報を交換・共有したり、困りごとを解決するためにヒントを探す機会を設けることを検討してみましょう。

目指す方向性②

地域の困りごとは私たちの困りごととしてみんなで話しあいましょう

●共に助けあえる関係づくりを強めていきましょう

地域のつながりを再点検して、地域での助けあい・支えあいの強化に向けて、話しあいの場に参加し、住民同士がよりよい関係を築き、安心して暮らせる地域を目指しましょう。

●地域の課題を協議する場へ積極的に参加しましょう

自分にとっての普段の困りごとが地域全体に共通する課題として受け止めて、解決に向けて地域で協議をする場に率先して参加しましょう。

●地域住民の多くに共通する困りごとを共有する場を設けましょう

地域に住む多くの住民が共感できる困りごとがあるかもしれません。その困りごとが地域全体の課題であることを住民同士で確認・共有できる場を設けましょう。

●地域住民と専門職・機関が一体となって課題の解決に向けて協議する場を設けましょう

地域の住民と専門職・機関が協力して、地域の課題解決に向けて協議する場を設置して、地域全体の福祉向上を協議しましょう。

社会福祉協議会としての主な取り組み

地域座談会の開催[再掲]

地域に暮らす住民が困りごとなどについて話しあうことで、地域での生活課題を共有し、地域全体で解決に取り組む地域づくりを目指して開催します。

福祉教育の推進（児童生徒・地域）[再掲]

子どもから大人まで福祉教育の機会を提供し、福祉への関心・意識の向上を図ります。

ボランティア活動の推進[再掲]

自分自身を豊かにしてくれて、また地域や社会をよりよくしていくことにも役立つ、身近な活動であるボランティア活動の推進・支援を図ります。

基本目標5

安心して暮らせるまち・住まいを確保しよう

地域でのつながりを深めながら、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、お互いに見守りあい、いざというときには助けあえる地域を目指しましょう。

目指す方向性①

地域で自立した生活が送れるよう支援が必要な人を見守りましょう

●気にかかる人を見守りましょう

少し気にかかる人の日常生活をそっと見守りましょう。「いつもと違うかも」と感じたら「どうしたのかな」と気かけましょう。

●支援が必要な人を見守りましょう

何らかの支援が必要な人を無関心でやり過ごさず、日常生活を気かけましょう。

●支援が必要と思われる人を把握しましょう

地域の身近な民生委員児童委員や自治会長などと情報を交換・共有しましょう。

●地域住民による見守りネットワークづくりをすすめましょう

自治会単位など、より身近な範囲で無理のない目くばり・気くばりの体制づくりをすすめましょう。

目指す方向性②

災害の備えをしましょう

●災害時に安否確認、助けあいができるように日ごろから隣近所と関わりをもちましょう

日ごろからの関わりがなければ、緊急時にお互いの安否確認、助けあいをするのが難しくなります。災害に備えて日ごろから隣近所と関わりをもちましょう。

●災害時の備えをしましょう

家族との連絡方法や避難場所・避難経路の確認、食料の備蓄、避難訓練や救命講習への参加など、災害に備えましょう。

●災害時の対応について話し合いましょう

災害が発生した時、手助けが必要な人の対応も含め、どのような行動をとればいいのか話し合いましょう。

●自主防災組織が中心となり地域全体で災害に関する訓練や講習を行いましょう

自主防災組織が中心となって、地域全体で災害に備えた訓練や講習を行い、防災意識を高めましょう。

●災害時に助けを必要とする人を把握し、緊急時の対応を考えましょう

高齢者や障がいのある方など、災害時に助けを必要とする人の情報把握と支援方法について関係機関と連携、協働していきましょう。

社会福祉協議会としての主な取り組み

見守り活動・見守りネットワークに対する支援

民生委員児童委員や無理なくできる範囲で援助・相談活動を行う地域福祉推進員による見守り活動をはじめ、住民や地域組織などの協力も得て、地域のみんなで支えあう見守りネットワークに対する支援を図ります。

防災・減災活動の推進

自治会、自主防災組織の防災・減災活動を通じて、平常時から地域のつながりづくりや地域の防災力強化の推進を図ります。

ボランティア活動の推進[再掲]

自分自身を豊かにしてくれて、また地域や社会をよりよくしていくことにも役立つ、身近な活動であるボランティア活動の推進・支援を図ります。

相談しやすい環境をつくろう

地域だけでは解決が難しい、複雑で深刻な課題は、専門機関と協力しながら、地域だけでなく専門機関も巻き込んで、解決に取り組むことができる体制を整えましょう。

目指す方向性①

近所で発見した困りごとを解決につなげる橋渡しをしましょう

●日常生活の異変に気づいたら知らせましょう

新聞や郵便物がたまっているなどの異変があれば、声かけや誰かに知らせましょう。

●解決が難しい困りごとは専門の相談窓口へ橋渡ししましょう

地域では解決が難しい困りごとは、専門の相談窓口へ円滑な橋渡しをして、早期に解決できるよう手助けができる体制を整えましょう。

●地域住民と地域組織、民生委員児童委員などが連携した見守り活動を推進しましょう

地域で発見した困りごとを抱える人に対して、住民と地域組織、民生委員児童委員などが連携して見守り活動などを進めて、住民みんなで支える環境づくりを図りましょう。

社会福祉協議会としての主な取り組み

総合相談機能の充実

地域の住民の相談を確実に受けとめ、各関係機関等との連携・協働による切れ目のない支援の充実を図ります。

権利擁護体制の充実

認知症や障がい等により物事の判断をするうえで支援を必要とする住民や日常生活で困難な状況にある住民に対して権利擁護体制の充実を図ります。

見守り活動・見守りネットワークに対する支援[再掲]

民生委員児童委員や無理なくできる範囲で援助・相談活動を行う地域福祉推進員による見守り活動をはじめ、住民や地域組織などの協力も得て、地域のみんなで支えあう見守りネットワークに対する支援を図ります。



福祉サービス・体制を充実させよう

福祉サービスの提供だけでは支えられることが難しい、地域で困りごとを抱えている人に対して、他人事ではなく我が事として、地域の課題として受け止め、行政・さまざまな関係機関と協力しながら、地域全体で支えあえる・助けあえる体制づくりを目指しましょう。

目指す方向性①

地域全体で支えあいの輪を広げましょう

●共通する目的・課題を持った団体に積極的な参加をしましょう

自分と同じ目的・課題を持つ地域組織や福祉団体の活動に積極的に参加し、気持ちを分かちあえる人たちとのつながりをつくりましょう。

●地域で支えあうしくみにみんなが参加しましょう

地域の住民と専門機関が連携して、地域で助けあう・支えあうしくみづくりを一緒に考えて、一人でも多くの住民が積極的に参加しましょう。

●さまざまな団体との連携を強化しましょう

地域で活動するさまざまな団体と情報交換や協働活動を通じて連携強化を図り、支えあいの輪を広げましょう。

●新たなつながりをつくりましょう

これまでに交流のなかった団体やグループとの新しいつながりづくりを積極的にすすめましょう。

目指す方向性②

市全体で取り組むべき課題への対策をみんなで考えましょう

●地域では対応できない取り組みを発信しましょう

どの地域にも共通する地域だけでは解決できない大きな課題は、さまざまな組織や団体・グループ、行政などとの連携によって解決を図る取り組みを発信しましょう。

社会福祉協議会としての主な取り組み

地域座談会の開催[再掲]

地域に暮らす住民が困りごとなどについて話しあうことで、地域での生活課題を共有し、地域全体で解決に取り組む地域づくりを目指して開催します。

総合相談機能の充実[再掲]

地域の住民の相談を確実に受けとめ、各関係機関等との連携・協働による切れ目のない支援の充実を図ります。

3 地域福祉活動を支援する体制

(1) 社会福祉協議会の取り組み

地域に暮らしづらさや困りごとなどの課題を抱える住民がいて、その地域で同じ課題を抱える住民がいるなら、それは個人だけの課題ではなく、地域の課題といえます。自分たちの地域の課題解決は、地域ぐるみで取り組むことが重要になってきます。社会福祉協議会では、地域とともにより住みよい地域づくりを進めるため、それぞれの目標に向けて地域福祉活動の支援に取り組めます。

■実績と目標

主な取り組み／具体的な事業・活動	実 績 2017年度 (H29)	目 標 2023年度
地域のお茶の間活動（サロン活動）の推進		
・地域のお茶の間活動（サロン活動）の活動数	20 ヶ所	25 ヶ所
< 対応する基本目標 > [1] 健康な生活を送ろう [2] 地域と「つながろう」地域で「参加しよう」		
福祉交流事業の開催		
・障がい者交流スポーツ大会の参加者数	77 名	100 名
・聴覚障害者等を対象とした生活教室の参加者数	32 名	40 名
合 計	109 名	140 名
< 対応する基本目標 > [1] 健康な生活を送ろう [2] 地域と「つながろう」地域で「参加しよう」 [3] やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう		
地域座談会の開催		
・地域座談会の開催小学校区数 ※目標値は実績小学校区以外の小学校区での開催	2 小学校区	2 小学校区
< 対応する基本目標 > [2] 地域と「つながろう」地域で「参加しよう」 [4] みんなで「支えあおう」「助けあおう」 [7] 福祉サービス・体制を充実させよう		
福祉教育の推進（児童生徒）		
・ジュニアボランティア体験事業（小学生）参加者数	23 名	25 名
・ジュニアボランティアサークル（中学生）メンバー数（年度末）	36 名	45 名
合 計	59 名	70 名
< 対応する基本目標 > [3] やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう [4] みんなで「支えあおう」「助けあおう」		

主な取り組み／具体的な事業・活動	実績 2017年度(H29)	目標 2023年度
福祉教育の推進（地域）		
・福祉教育事業の参加者数 （高齢者に関する講義、障がい者理解のための実技・講義など）	46名	100名
＜対応する基本目標＞ [3] やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう [4] みんなで「支えあおう」「助けあおう」		
ボランティア活動の推進		
・ボランティア登録者数（年度末）	1,197名	1,300名
＜対応する基本目標＞ [3] やさしい心を育む福祉教育（学び）を推進しよう [4] みんなで「支えあおう」「助けあおう」		
・市ボランティア連絡協議会への参画団体数	21団体	25団体
＜対応する基本目標＞ [5] 安心して暮らせるまち・住まいを確保しよう		
防災・減災活動の推進		
・つながり仕掛隊の派遣回数（年間）	3回	9回
＜対応する基本目標＞ [5] 安心して暮らせるまち・住まいを確保しよう		
見守り活動・見守りネットワークに対する支援		
・地域福祉推進員数（年度末）	184名	250名
＜対応する基本目標＞ [5] 安心して暮らせるまち・住まいを確保しよう		
・地域福祉推進チーム連絡会の支援回数（年間）	9回	27回
＜対応する基本目標＞ [6] 相談しやすい環境をつくろう		
権利擁護体制の充実		
・権利擁護に関する初回相談受付件数（年間）	27件	50件
＜対応する基本目標＞ [6] 相談しやすい環境をつくろう		
総合相談機能の充実		
・福祉なんでも相談の相談受付件数（年間）	47件	80件
＜対応する基本目標＞ [6] 相談しやすい環境をつくろう [7] 福祉サービス・体制を充実させよう		

（２）社会福祉法人等を中心とした取り組み

地域における課題の発見や解決に向けた地域ぐるみの行動や活動だけで地域課題が全て解決できるものではありません。

地域だけでは解決が困難な課題に対して、高齢者や子ども、障がい者など各分野の福祉サービスに関して専門的な知識や経験のある福祉サービス事業を運営する社会福祉法人等を中心とした協議の場を設け、共に考え、共に取り組む体制を整えて、地域づくりを支えます。

■ 参考

かほく市内で福祉施設・事業を運営する社会福祉法人	7 法人
--------------------------	------

資料編



かほく市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 地域福祉活動の推進に向けて、幅広く市民及び関係者の意見や意向を取り入れ、かほく市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、かほく市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行ない、かほく市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

- (1) 活動計画の策定に関すること
- (2) その他、必要な協議に関すること

(組 織)

第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動団体等関係者
- (3) 社会福祉事業関係者
- (4) 行政関係者

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から活動計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選をもって定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、会長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 策定委員会の必要に応じ、委員長が適当と認める有識者等を招致することができる。

(補助機関)

第7条 策定委員会の補助機関として、活動計画に関する必要な調査、研究及び情報の収集、整理を行うため、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、かほく市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月 7日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

第2次かほく市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	区 分	所 属 等	職名	氏名
1	学識経験者	石川県社会福祉協議会 地域福祉課	課長	八戸 大紀
2	地域活動団体等関係者	かほく市町会区長会連合会	会長	◎ 油野 和能
3		七塚地区民生委員児童委員協議会	副会長	北川 重樹
4		宇ノ気地区民生委員児童委員協議会	会長	鈴木 敏徳
5		高松地区民生委員児童委員協議会	会長	○ 羽田 良一
6		かほく市各種女性団体連絡協議会	会計	油野 そとえ
7		かほく市老人クラブ連合会	副会長	渡邊 利彦
8		かほく市ボランティア連絡協議会	会長	多々見 邦次
9		かほく市身体障害者福祉協会	会長	塚本 誠次
10		かほく市手をつなぐ育成会	副会長	梶谷 鉄男
11	社会福祉事業関係者	社会福祉法人相生会 あかしあ荘	施設長	竹中 助典
12		社会福祉法人芙蓉会 ことぶき園	施設長	山副 勝也
13		社会福祉法人四恩会 ライフクリエートかほく	管理者	岡田 文貴
14	行政関係者	かほく市 市民部 健康福祉課	課長	越井 謙一

◎:委員長 ○:副委員長

～かほく市地域福祉計画策定に係るアンケート～

・調査対象者 かほく市在住の１８歳以上の在宅の市民を無作為に抽出

・調査方法 郵送による配布・回収（返信用封筒を同封）

・調査期間 平成２９年６月１９日～３０日

・調査の概要

	男性	女性	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代 ～
母集団	12,972	13,337	812	3,321	3,802	5,275	3,944	5,073	4,082
抽出数	496	504	33	117	124	189	144	220	173
抽出率	3.8%	3.8%	4.1%	3.5%	3.3%	3.6%	3.7%	4.3%	4.2%
回答数	157	231	2	27	41	74	52	99	101
回答率	32%	46%	6%	23%	33%	39%	36%	45%	58%
	未回答	12	未回答	4					

◆抽出数 ： 1,000人 回答数 ： 400人 回答率 ： 40%

◆調査対象者の抽出について

・ほぼ均一に抽出されている。

◆回答者の傾向について

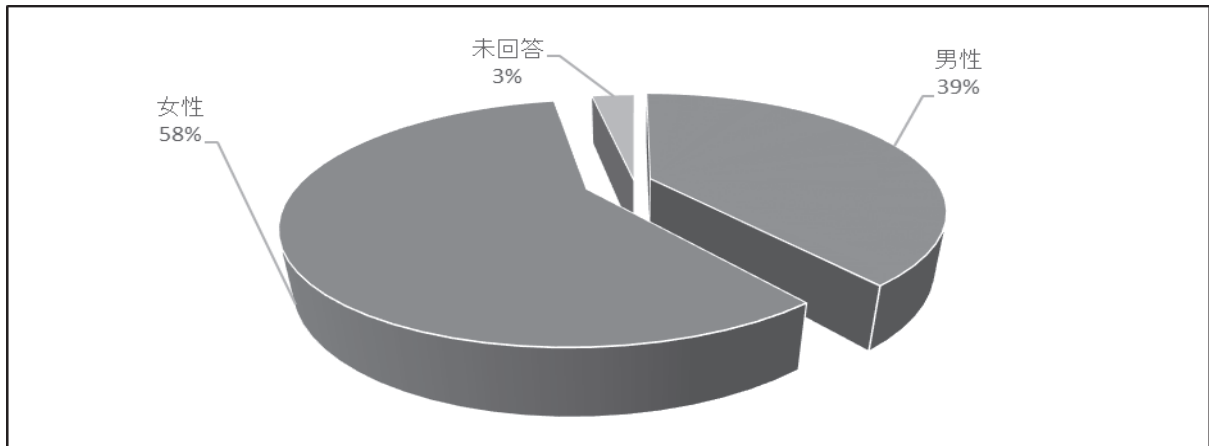
- ・女性の回答率が高い
- ・10代、20代の回答率が低い
- ・60代の回答率が高い

第2次かほく市の「地域福祉計画」づくり市民アンケート調査結果

■あなたご自身について

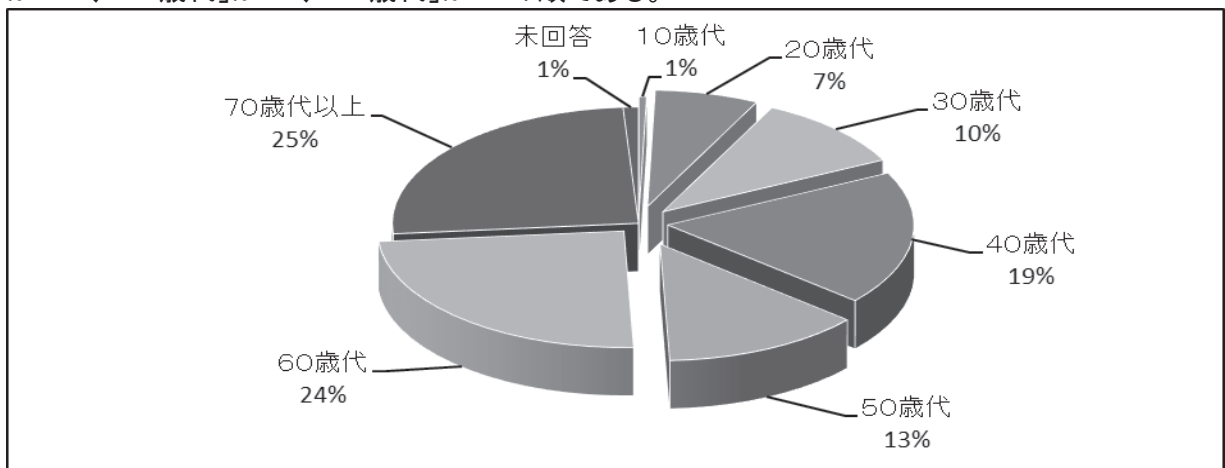
【問1 あなたの性別は？】

者の性別は「男性」39%、「女性」58%である。



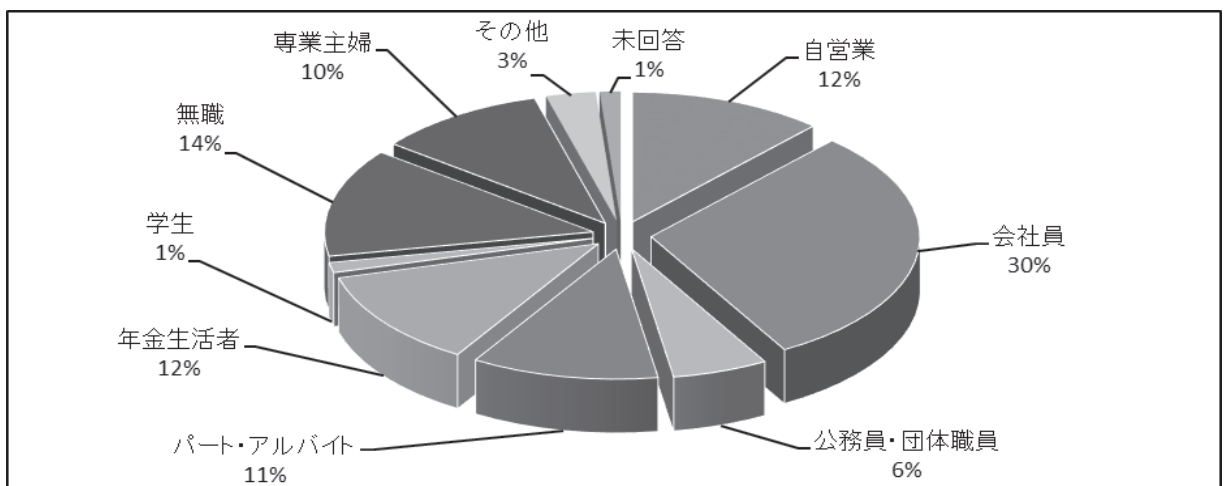
【問2 あなたの年齢(満年齢)は？】

回答者の年齢は、「60歳代」と「70歳代以上」がともに25%で、「40歳代」が19%、「50歳代」が13%、「30歳代」が10%、「20歳代」が7%、「10歳代」が1%の順である。



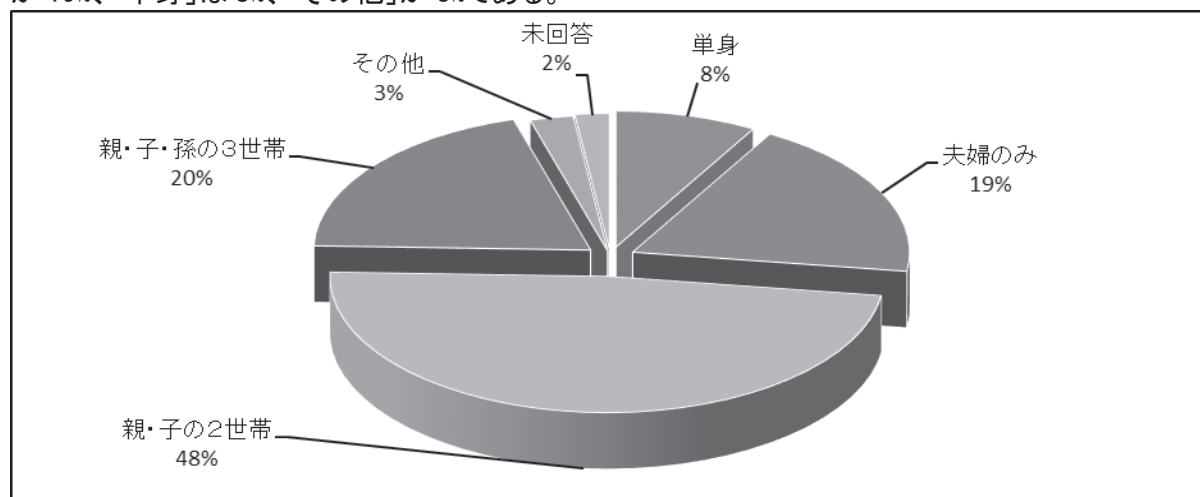
【問3 あなたの職業は？】

回答者の職業は、「会社員」が30%で最も多く、「無職」、「自営業」、「年金生活者」、「パート・アルバイト」、「専業主婦」が10%代の前半で、「公務員・団体職員」が6%、「学生」が1%、「その他」が3%である。



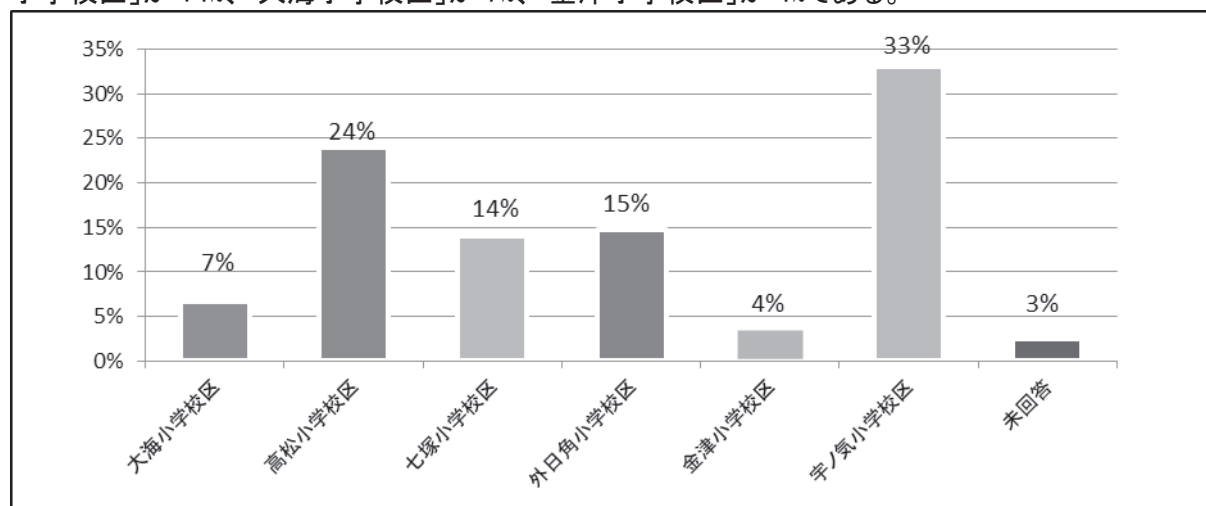
【問4 あなたの家族構成は？】

回答者の家族構成は、「親・子の2世帯」が48%と最も多く、次いで「親・子・孫の3世帯」が20%、「夫婦のみ」が19%、「単身」は8%、「その他」が3%である。



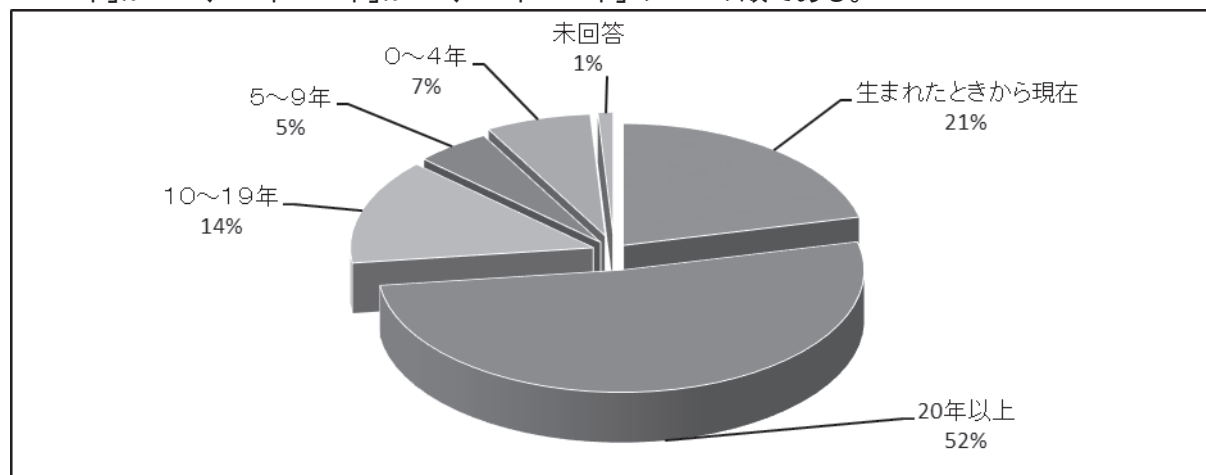
【問5 居住学区】

回答者の居住学区は、「宇ノ気小学校区」が33%、「高松小学校区」が24%、「外日角小学校区」が15%、「七塚小学校区」が14%、「大海小学校区」が7%、「金津小学校区」が4%である。



【問6 あなたの住まいでの通算の年数は？】

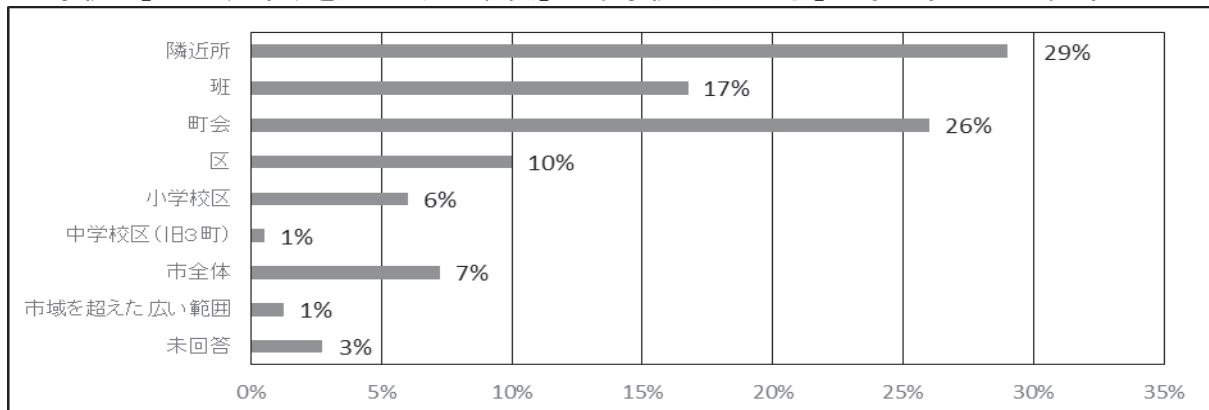
回答者の住まいでの通算年数は、「20年以上」が52%で最も多く、次に「生れたときから現在」が21%、「10年～19年」が14%、「0年～4年」が7%、「5年～9年」の5%の順である。



■地域との関わりについて

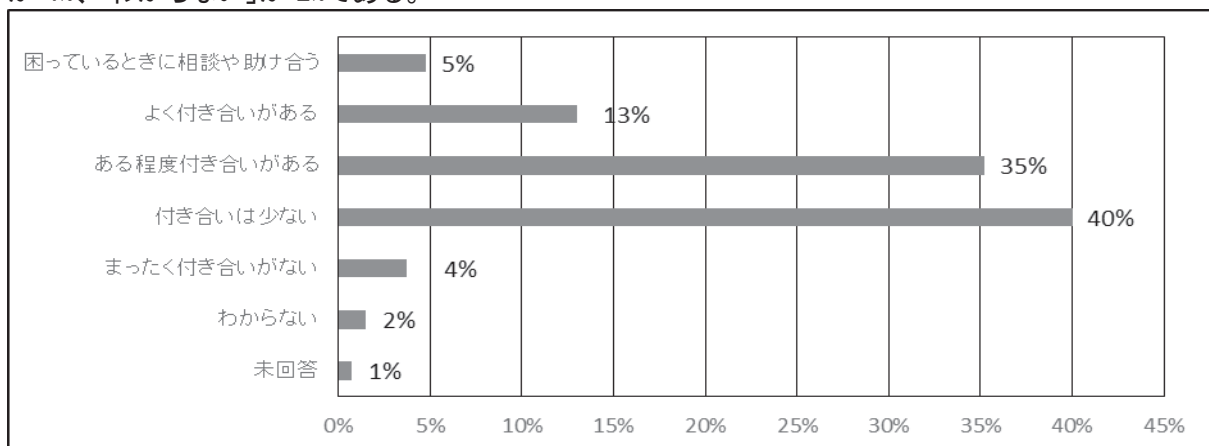
【問7 あなたの地域(安心して手助けを受けられる、手助けができる範囲)はどんな範囲？】

安心できる地域の範囲は、「隣近所」が 29%、「町会」が 26%の順で、「班」が 17%、「区」が 10%、「市全体」が 7%、「小学校区」が 6%、「市域を超えた広い範囲」と「中学校区(旧 3 町)」がそれぞれ 1%である。



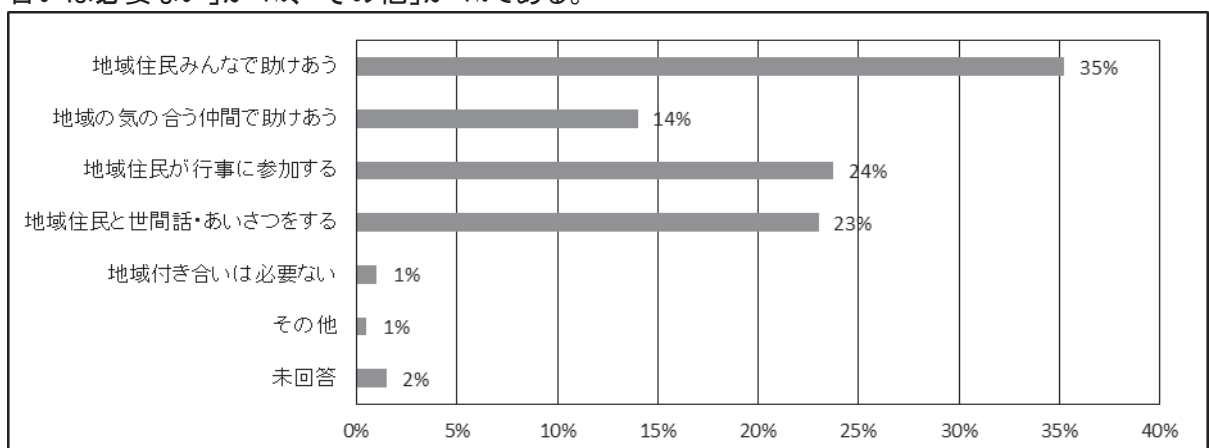
【問8 あなたの日頃の地域での付き合いの程度は？】

日頃の地域での付き合いの程度は、「付き合いは少ない」が 40%で最も多く、「ある程度付き合いがある」が 35%、「よく付き合いがある」が 13%、「困っているときに相談や助け合う」が 5%、「まったく付き合いがない」が 4%、「わからない」が 2%である。



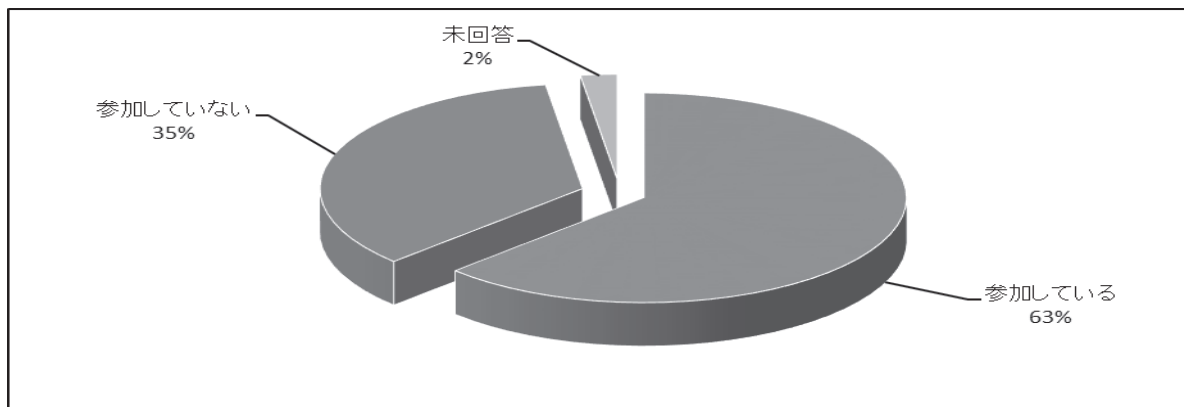
【問9 あなたは地域の付き合いはどの程度が望ましいか？】

地域での付き合いは、「地域住民みんなで助けあう」が 35%で最も多く、「地域住民が行事に参加する」が 24%「地域住民と世間話・あいさつをする」が 23%で、次に「地域の気の合う仲間で助けあう」が 14%、「地域の付き合いは必要ない」が 1%、「その他」が 1%である。



【問10 あなたはお住まいの地区で地域活動や行事の参加は？】

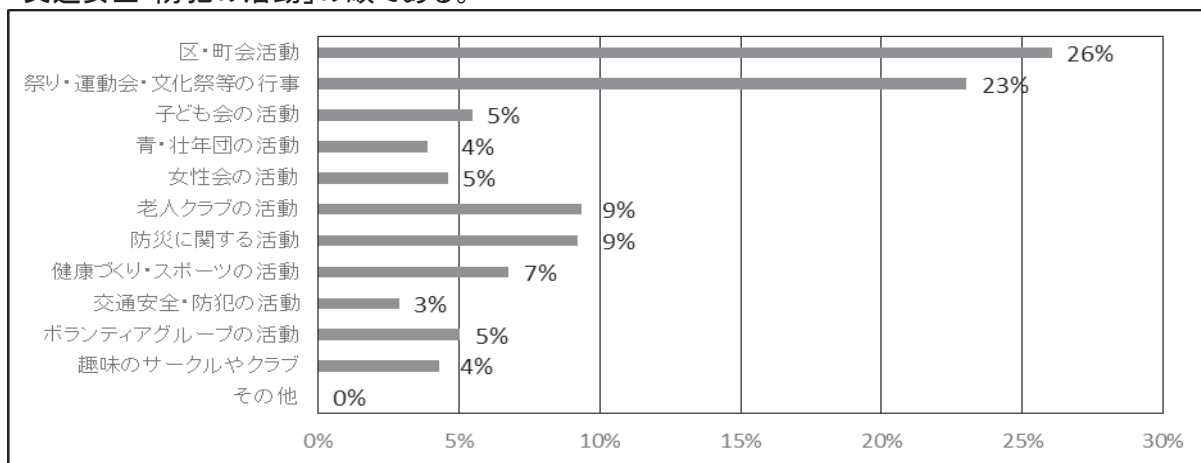
地域活動や行事について、「参加している」が約 1/3 の 63%であり、「参加していない」が 35%である。



【問11 問10で「参加している」方の地域活動や行事は？】

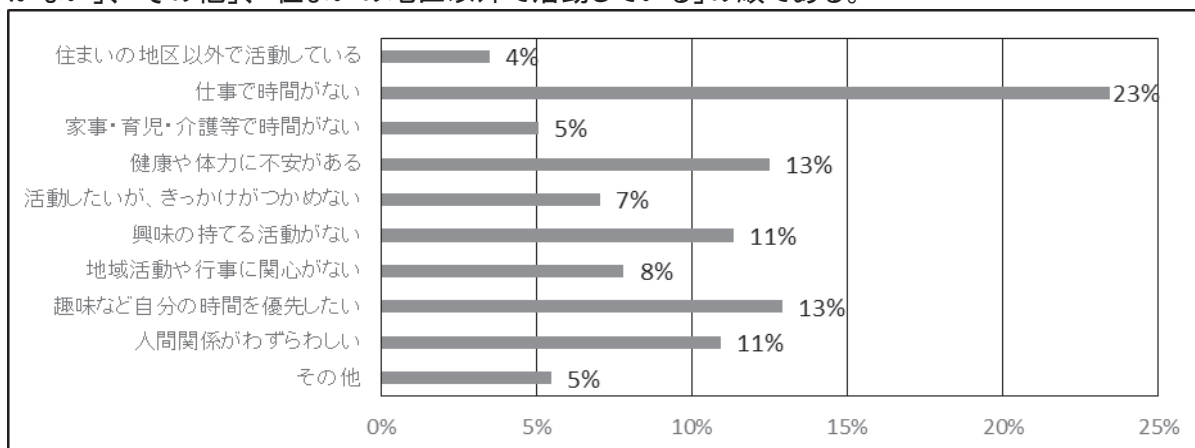
「区・町会活動」が 26%と「祭り・運動会・文化祭等の行事」が 23%でほぼ半数である。

「老人クラブの活動」と「防災に関する活動」がそれぞれ 9%で、「健康づくり・スポーツの活動」、「子ども会の活動」、「ボランティアグループの活動」、「女性会の活動」、「趣味のサークルやクラブ」、「青・壮年団の活動」、「交通安全・防犯の活動」の順である。



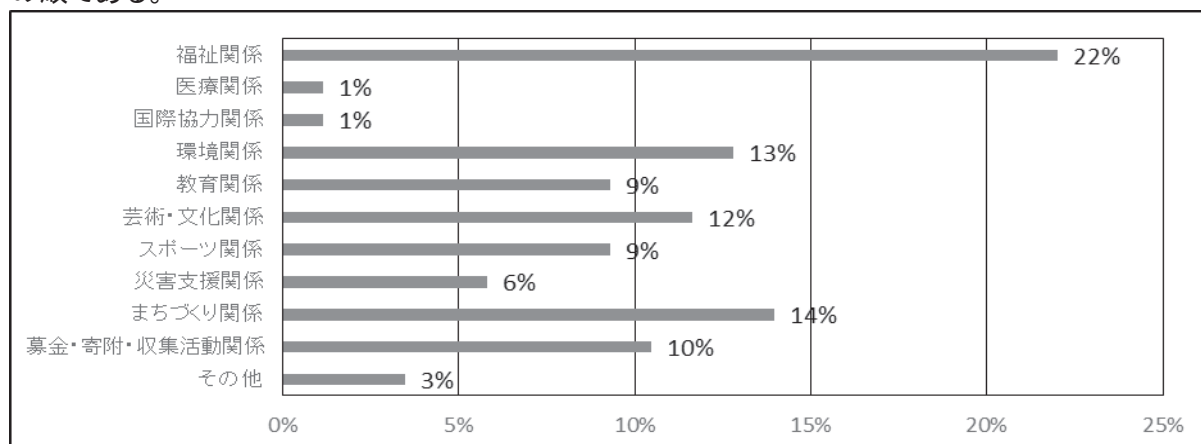
【問12 問10で「参加していない」方の理由は？】

参加していない理由は、「仕事で時間がない」が 23%で最も多く、「趣味など自分の時間を優先したい」と「健康や体力に不安がある」が 13%、「興味の持てる活動がない」と「人間関係がわずらわしい」、「地域活動や行事に関心がない」、「活動したいが、きっかけがつかめない」、「家事・育児・介護等で時間がない」、「その他」、「住まいの地区以外で活動している」の順である。



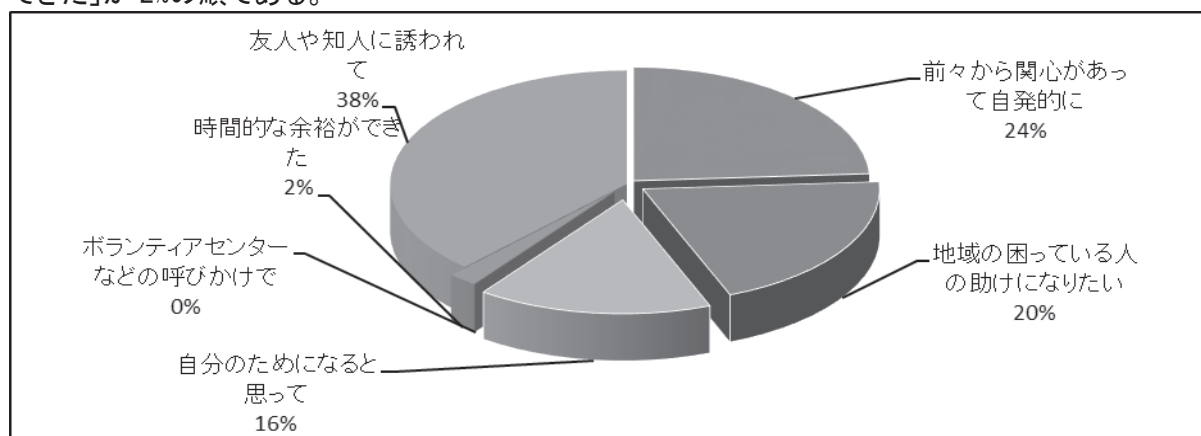
【問13 問11で「ボランティアグループの活動」に参加した方はどの関係ですか】

「福祉関係」が22%で最も多く、「まちづくり関係」、「環境関係」、「芸術・文化関係」、「募金・寄付・収集活動関係」、「教育関係」、「スポーツ関係」、「災害支援関係」、「その他」、「医療関係」、「国際協力関係」の順である。



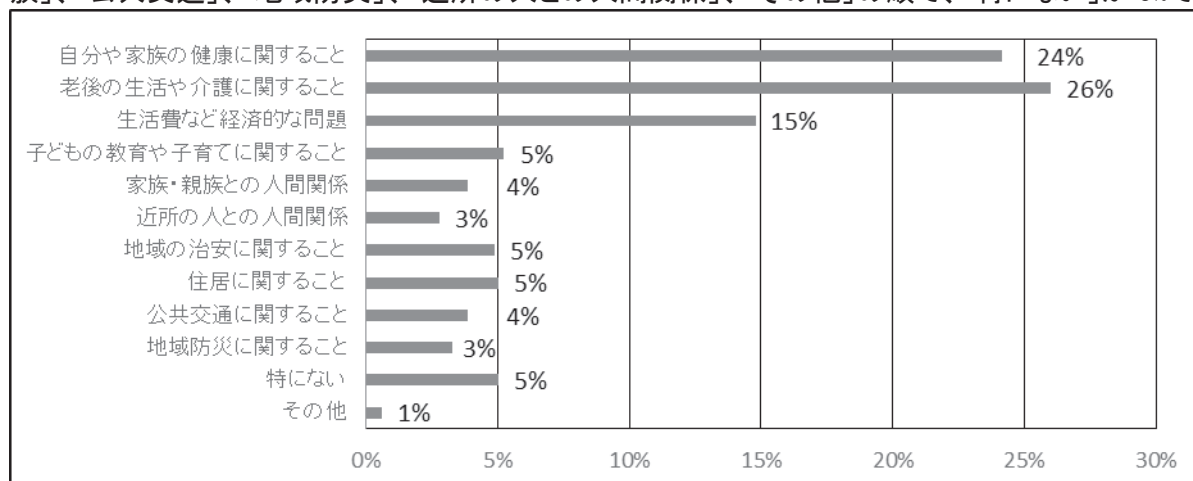
【問14 問11で「ボランティアグループの活動」に参加した方の理由は？】

参加した理由では、「友人や知人に誘われて」が38%と最も多く、「前々から関心があって自発的に」が24%、「地域の困っている人の助けになりたい」が20%、「自分のためになると思って」が16%で、「時間的な余裕ができた」が2%の順である。



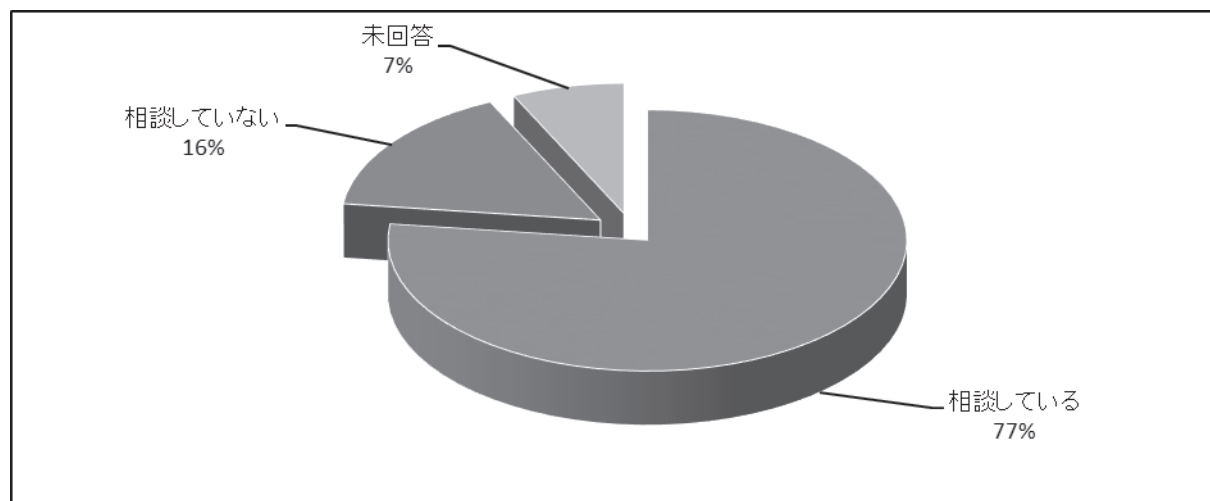
【問15 あなたは、日常生活で日頃不安と思っていることは？】

「老後の生活や介護に関すること」が26%、「自分や家族の健康に関すること」が24%で過半数をしめている。次に、「生活費など経済的な問題」が15%で、「子どもの教育や子育て」、「地域の治安」、「住居」、「家族・親族」、「公共交通」、「地域防災」、「近所の人との人間関係」、「その他」の順で、「特にない」が5%である。



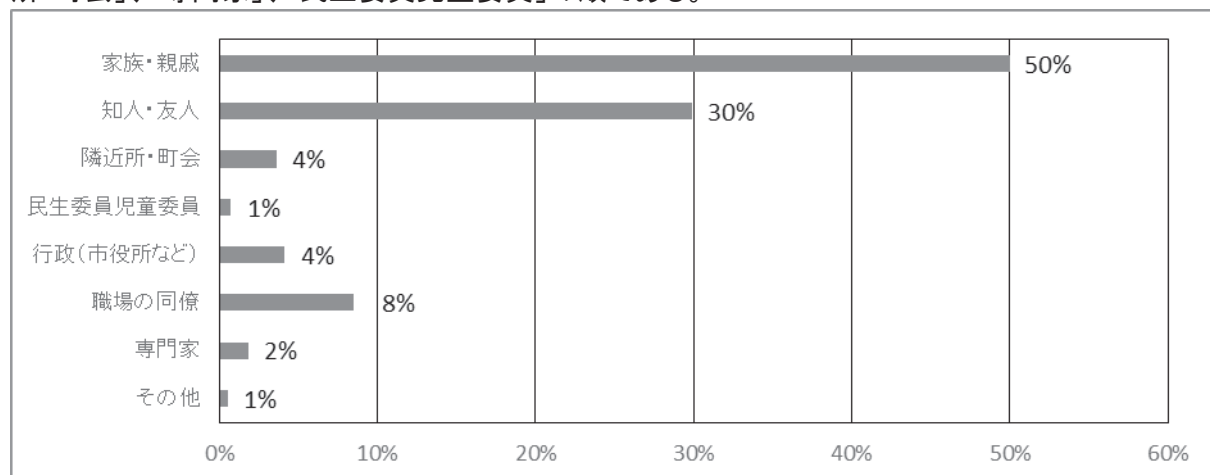
【問16 あなたは、困った事を誰かに相談しているか？】

約 3/4 の方が「相談している」で 77%であり、「相談していない」は 16%である。



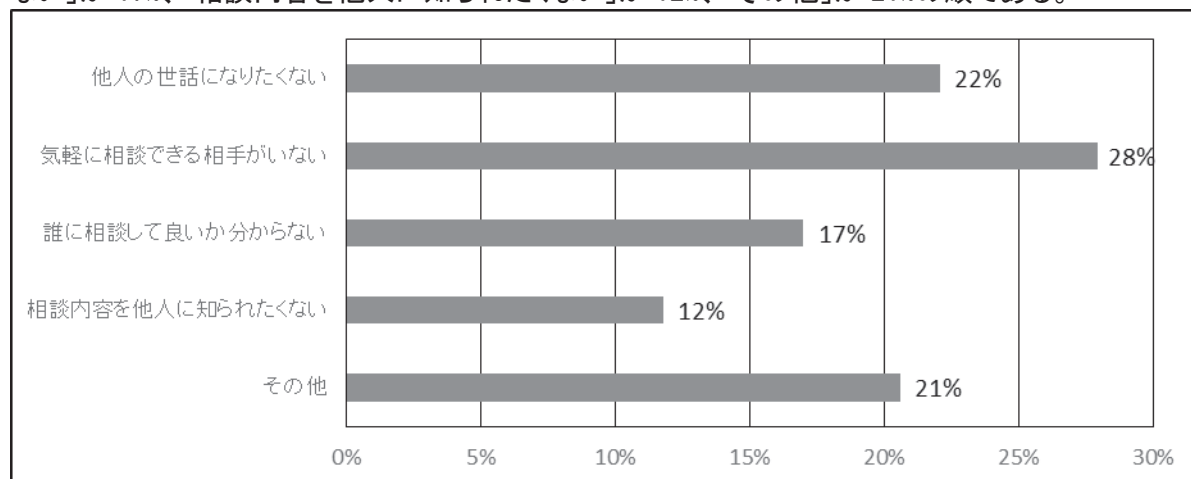
【問17 問16で「相談している」方は誰に相談していますか？】

「家族・親族」が 50%で最も多く、次に「知人・友人」の 30%、「職場の同僚」が 8%、「行政(市役所など)」、「隣近所・町会」、「専門家」、「民生委員児童委員」の順である。



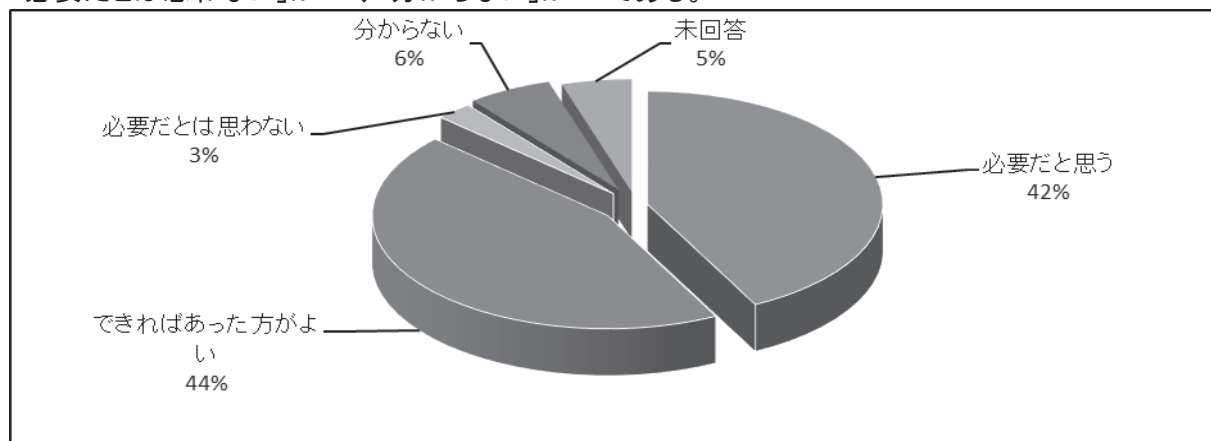
【問18 問16で「相談していない方」の理由は？】

「気軽に相談できる相手がいない」が 28%、「他人の世話になりたくない」が 22%、「誰に相談して良いか分からない」が 17%、「相談内容を他人に知られたくない」が 12%、「その他」が 21%の順である。



【問19 地域の様々な福祉分野の生活課題に対し、地域住民の支えあい、助け合いの必要性は？】

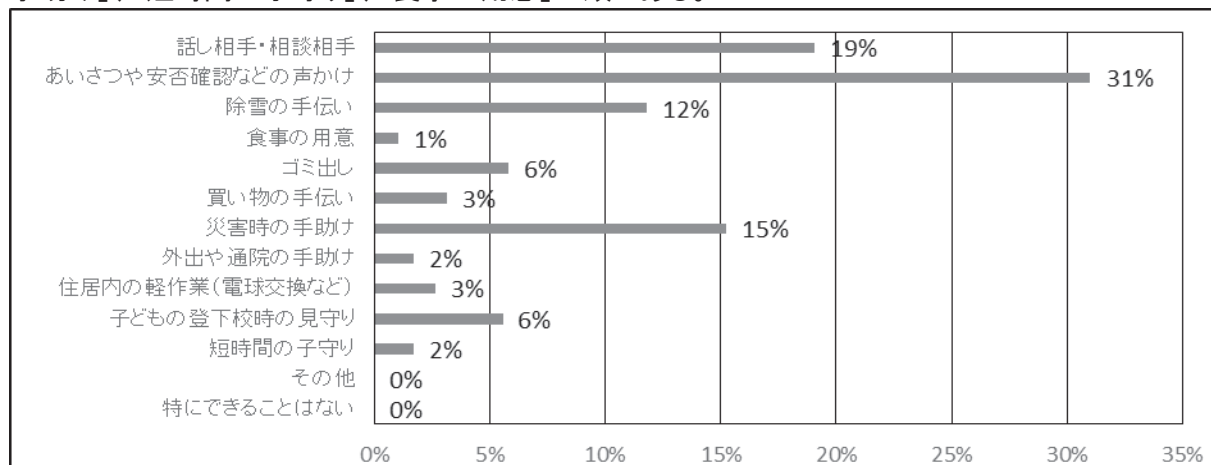
「必要だと思う」が 42%、「できればあった方がよい」が 44%で、合わせて 86%が必要と思っている。
「必要だとは思わない」が 3%、「分からない」が 6%である。



【問20 問19で「必要」や「あった方がよい」と回答の方が支援や協力できることは？】

手助け」が 15%、「除雪の手伝い」が 12%である。

次に、「ゴミ出し」、「子どもの登下校時の見守り」、「買い物の手伝い」、「住居内の軽作業」、「外出や通院の手助け」、「短時間の子守り」、「食事の用意」の順である。

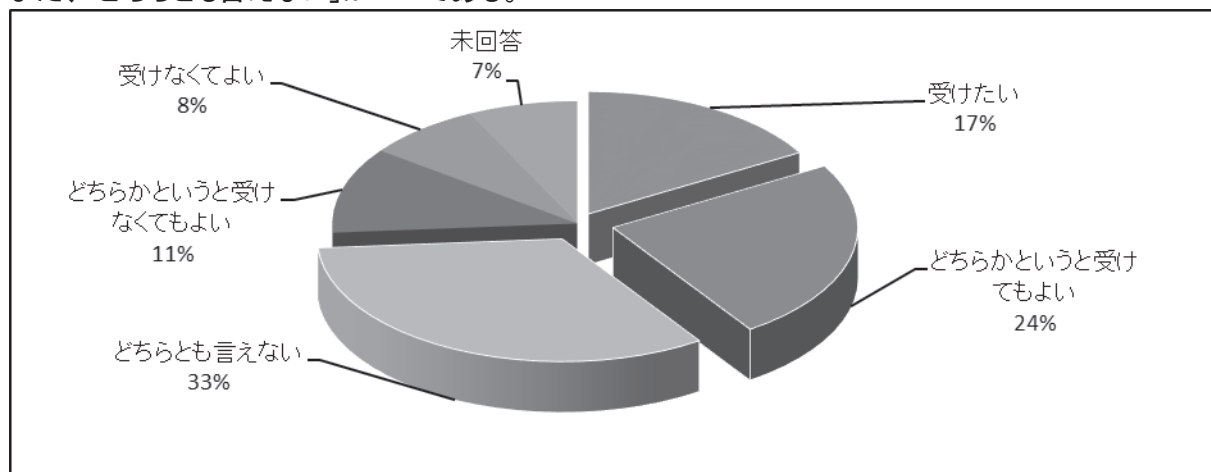


【問21 あなたは、問20の例示のような地域住民による支援や協力を受けたいと思うか？】

「受けたい」が 17%、「どちらかというとも受けてもよい」が 24%、合わせて 41%である。

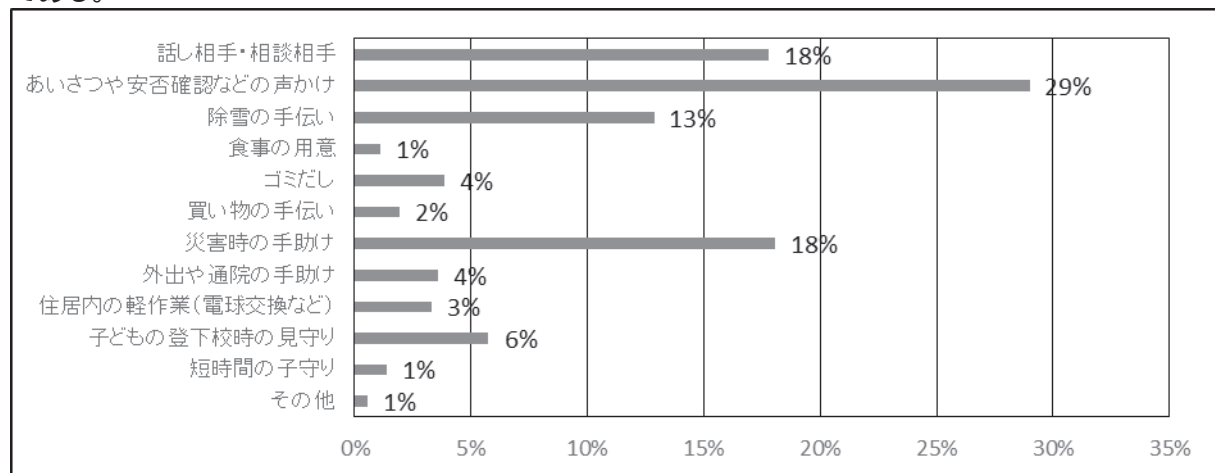
「受けなくてよい」が 8%、「どちらかというとも受けなくてもよい」が 11%、合わせて 19%である。

また、「どちらとも言えない」が 33%である。



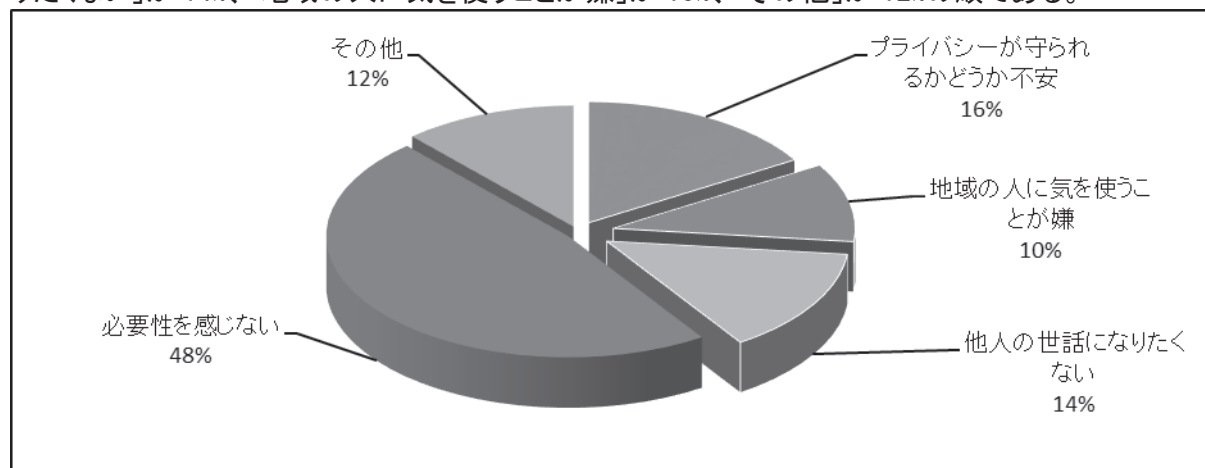
【問22 問21で「受けない」や「受けてもよい」の方は支援や協力を受けない内容は何ですか？】

「あいさつや安否確認などの声がけ」が 29%と最も多く、次に「話し相手・相談相手」と「災害時の手助け」がそれぞれ 18%である。次に「除雪の手伝い」が 13%、「子どもの登下校時の見守り」等のきめ細かな支援や協力である。



【問23 問21で「受けなくてよい」や「どちらかというとな受けなくてもよい」の方の理由は何ですか？】

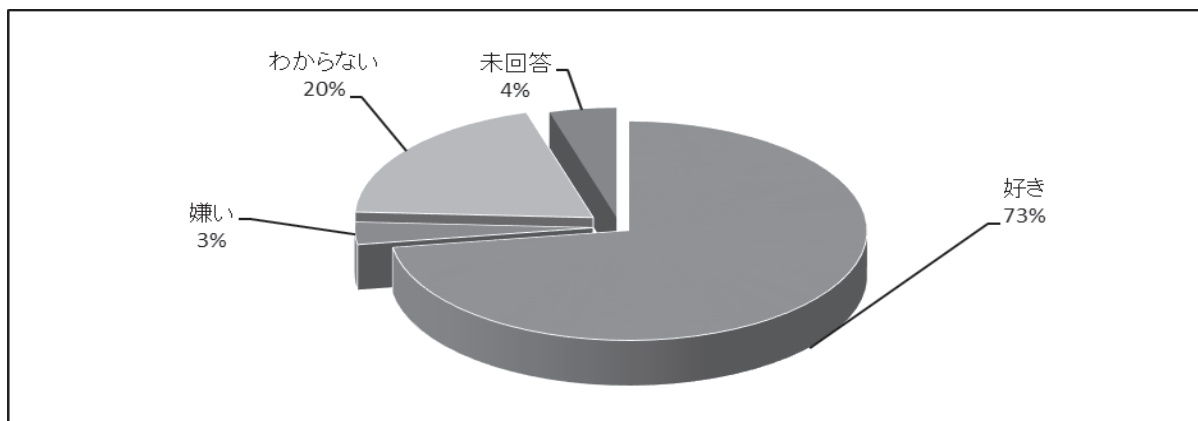
「必要性を感じない」が 48%で最も多く、次に「プライバシーが守られるかどうか不安」が 16%、「他人の世話になりたくない」が 14%、「地域の人に気を使うことが嫌」が 10%、「その他」が 12%の順である。



■かほく市について

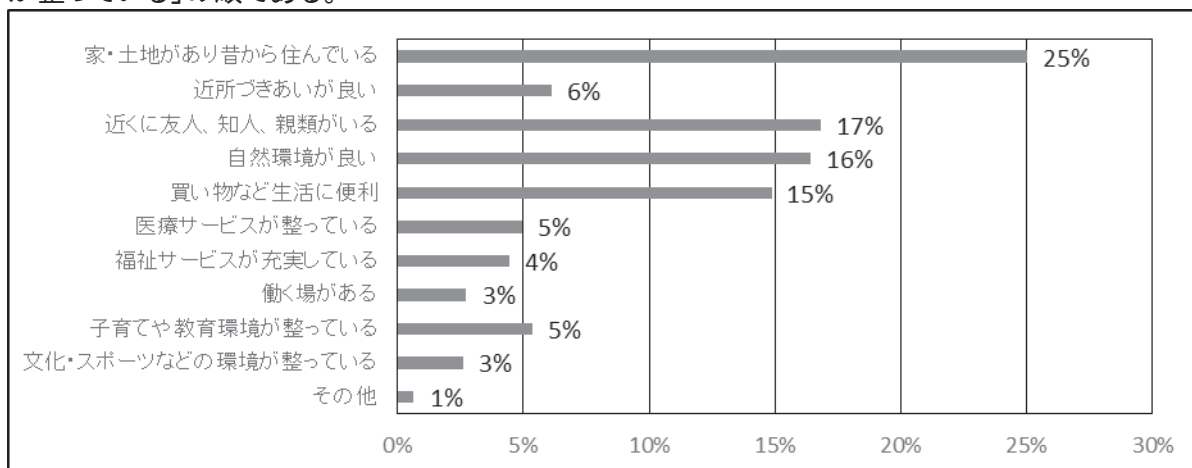
【問24 あなたは、かほく市が好きですか】

「好き」が 73%と圧倒的に多く、「嫌い」が 3%で、「わからない」が 20%である。



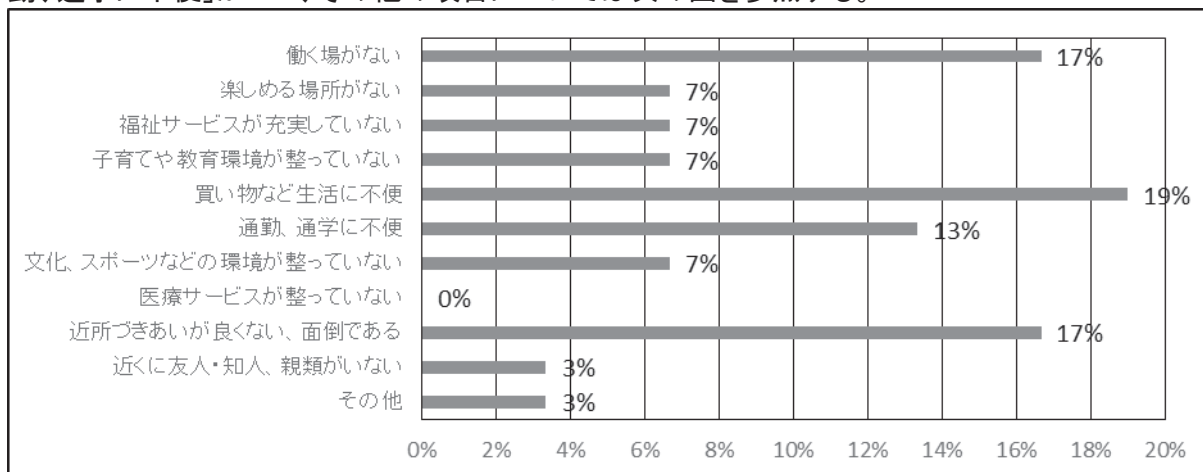
【問25 問24で「好き」の方は、かほく市のどこが好きですか？】

「家・土地があり昔から住んでいる」が 25%と多く、「近くに友人、知人、親類がいる」が 17%、「自然環境が良い」が 16%、「買い物など生活に便利」が 15%、「近所づきあいが良い」、「医療サービスが整っている」、「子育てや教育環境が整っている」、「福祉サービスが充実している」、「働く場がある」、「文化・スポーツなどの環境が整っている」の順である。



【問26 問24で「嫌い」の方は、かほく市のどこが嫌いですか？】

「買い物など生活に不便」が 19%、「働く場がない」と「近所づきあいが悪くない、面倒である」がともに 17%、「通勤、通学に不便」が 13%、その他の項目については次の図を参照する。

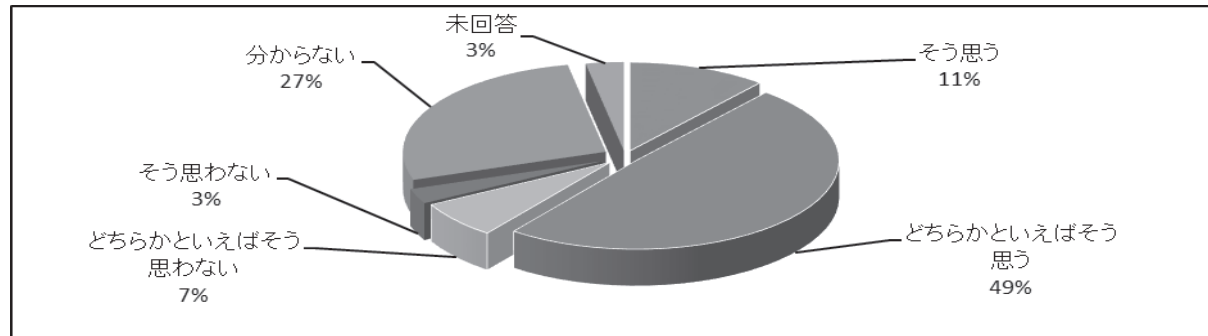


【問27 かほく市はどのようなまちだと思いますか？】

☆地域で支えあい自立できるまち

「そう思う」が 11%、「どちらかといえばそう思う」が 49%で、合わせて 60%である。

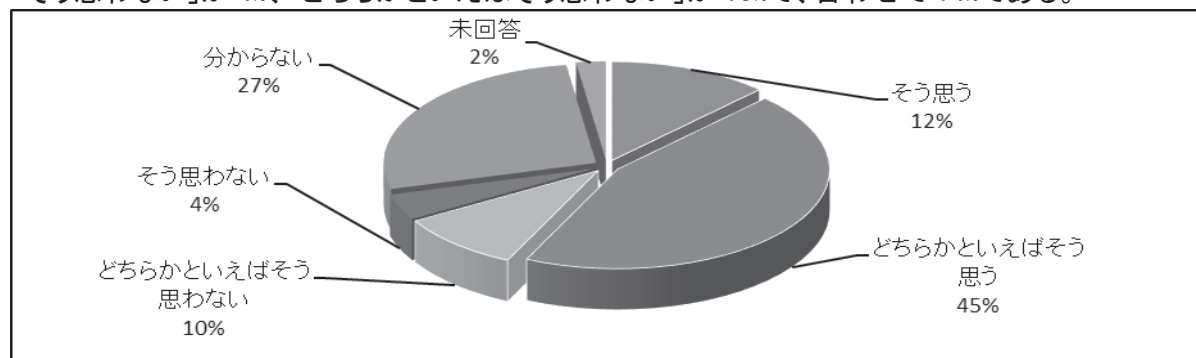
「そう思わない」が 3%、「どちらかといえばそう思わない」が 7%で、合わせて 10%である。



☆高齢者が生きがいを持って元気に過ごせるまち

「そう思う」が 12%、「どちらかといえばそう思う」が 45%で、合わせて 57%である。

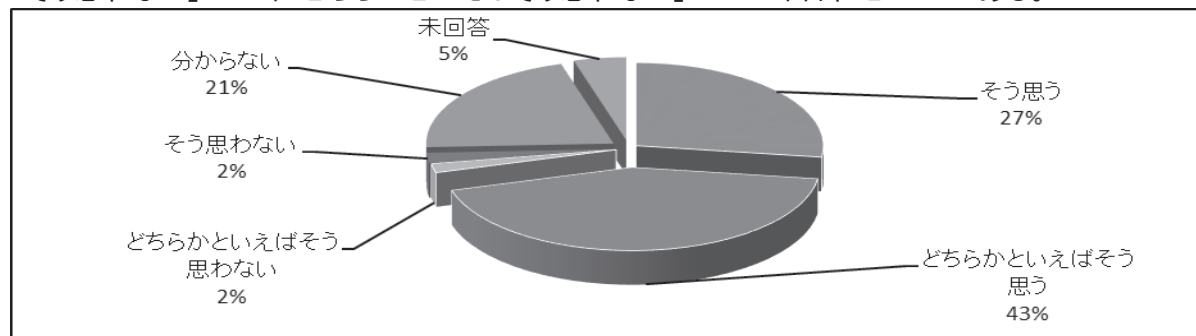
「そう思わない」が 4%、「どちらかといえばそう思わない」が 10%で、合わせて 14%である。



☆安心して子育てのできるまち

「そう思う」が 27%、「どちらかといえばそう思う」が 43%で、合わせて 70%である。

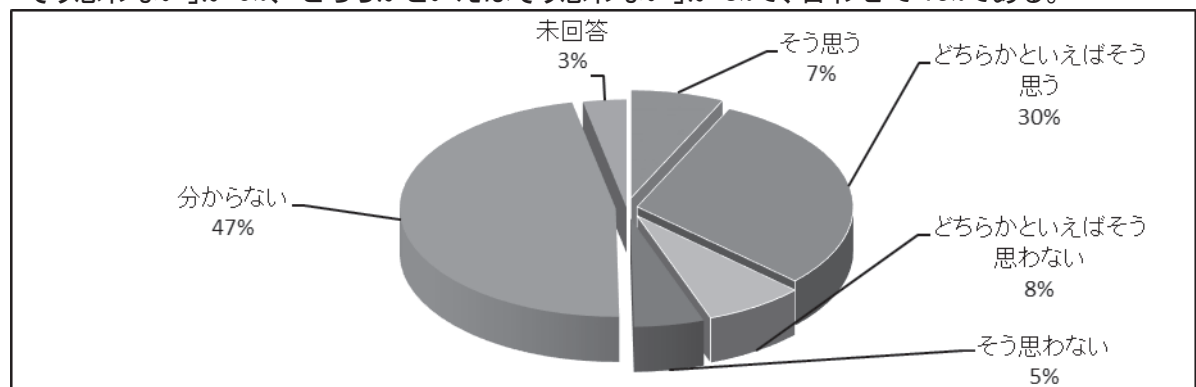
「そう思わない」が 2%、「どちらかといえばそう思わない」が 2%で、合わせて 4%である。



☆障がいのある人が自立と社会参加を目指す思いやりのまち

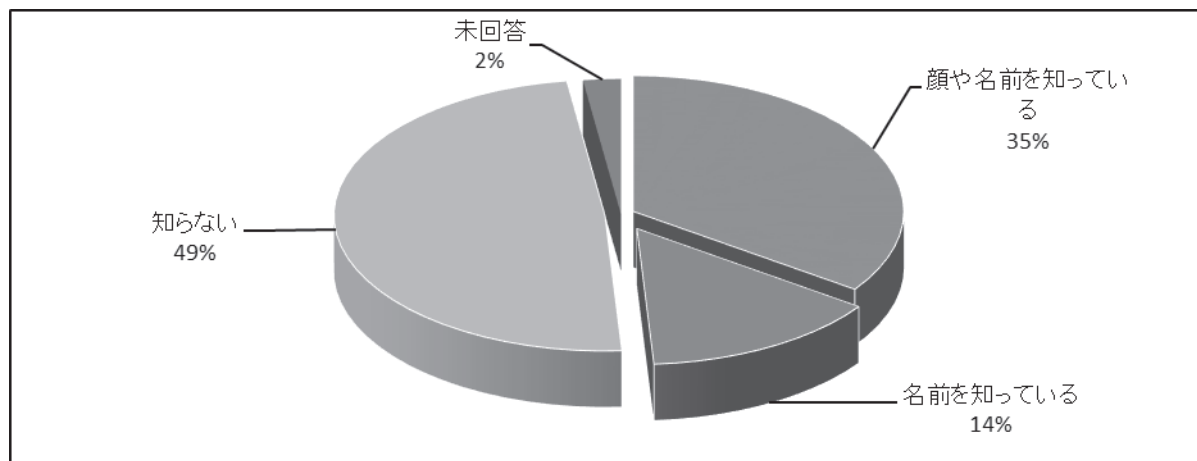
「分からない」が 47%である。「そう思う」が 7%、「どちらかといえばそう思う」が 30%で、合わせて 37%である。

「そう思わない」が 5%、「どちらかといえばそう思わない」が 8%で、合わせて 13%である。



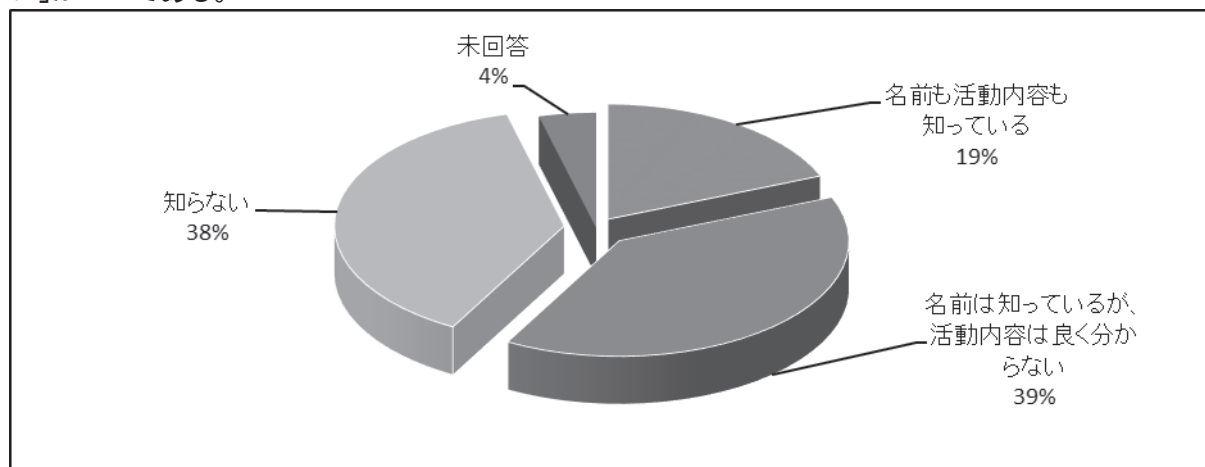
【問28 あなたは、地区を担当している「民生委員児童委員」を知っていますか？】

「顔や名前を知っている」が 35%、「名前を知っている」が 14%、「知らない」が 49%である。



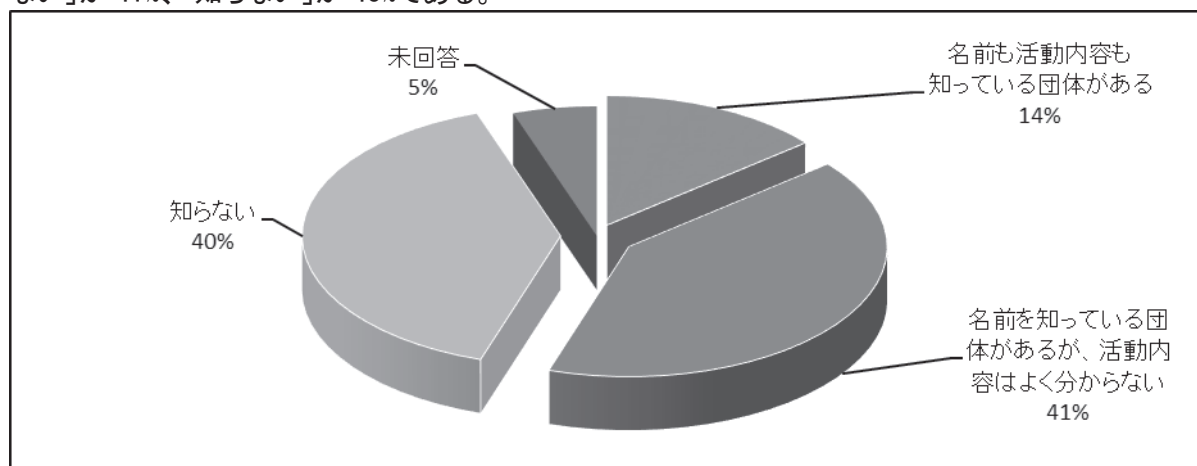
【問29 あなたは、「社会福祉協議会」を知っています？】

「名前も活動内容も知っている」が 19%、「名前を知っているが、活動内容は良く分からない」が 39%、「知らない」が 38%である。



【問30 あなたは、地域づくりが目的の「NPO法人」を知っていますか？】

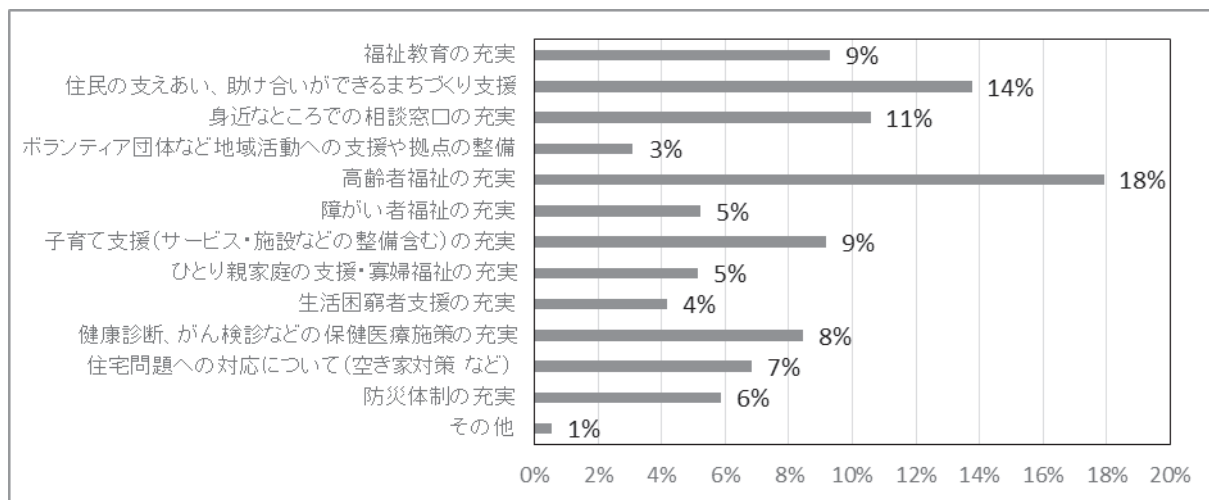
「名前も活動内容も知っている団体がある」が 14%、「名前を知っている団体があるが、活動内容はよく分からない」が 41%、「知らない」が 40%である。



【問31 これからのかほく市にとって特に重要な福祉課題】

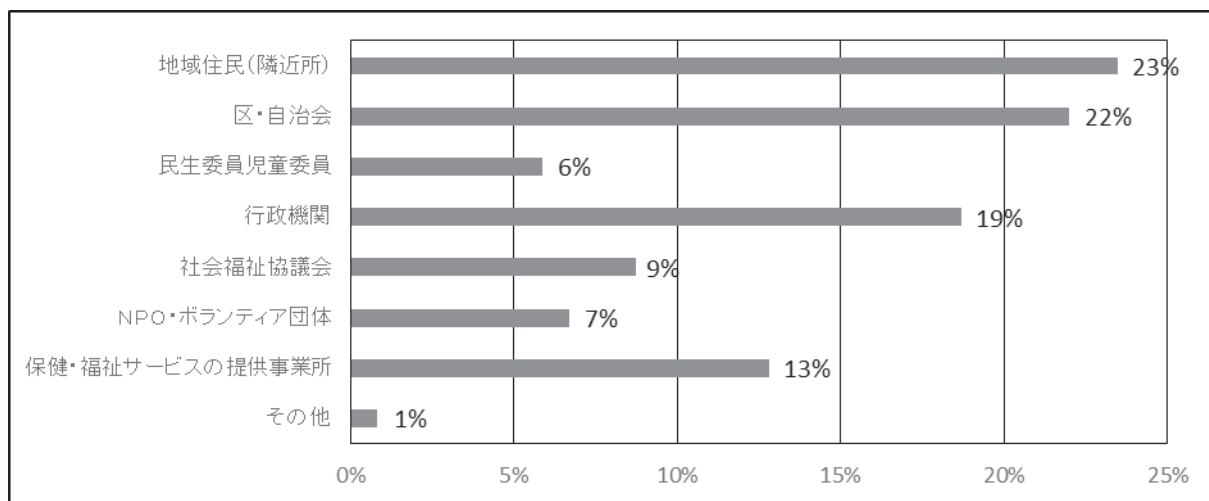
「高齢者福祉の充実」が18%で最も多く、「住民の支えあい、助け合いができるまちづくり支援」が14%、「身近なところでの相談窓口の充実」が11%、「福祉教育の充実」と「子育て支援の充実」が9%の順である。

その他の福祉課題については次の図を参照する。



【問32 かほく市の地域づくりの担い手にふさわしい人や団体は？】

「地域住民(隣近所)」が23%、「区・自治会」が22%、「行政機関」が19%、「保健・福祉サービスの提供事業所」が13%、「社会福祉協議会」が9%、「NPO・ボランティア団体」が7%、「民生委員児童委員」が6%である。



補足説明

「（１）社会福祉協議会の取り組み」（32・33 ページ）に掲載しているそれぞれの事業や用語についての説明です。

地域のお茶の間活動(サロン活動)の推進
・ 地域のお茶の間活動(サロン活動) 地域のつながりづくりを目的に、地域住民なら誰でも気軽に交流することができる集いの場のことです。福祉団体や福祉関係者、地域住民などが自主的に運営しています。全国的には、ふれあいサロンやいきいきサロン、コミュニティカフェなどといった名前で普及しています。
福祉交流事業の開催
・ 障がい者交流スポーツ大会 かほく市内で日頃から福祉団体・グループに所属して活動している方や福祉事業所を利用する方、関係者などが、スポーツを通じて交流や親睦を深めることで、仲間づくり・情報交換・連携強化を進めるため開催しています。
・ 聴覚障害者等を対象とした生活教室 日頃、講習会等への参加が難しい聴覚に関連する障害者手帳をお持ちの方などを対象に、健康増進や生涯学習、生活に関連する教室を開催しています。また、手話が可能な方にも参加していただき、広い交流を進めています。
地域座談会の開催
・ 地域座談会 地域に暮らす住民が集まって、日頃の生活での困りごと等について話しあって、その困りごとを解決するための取り組みができる地域を目指して、小学校校区単位で開催しています。
福祉教育の推進（児童生徒）
・ ジュニアボランティア体験事業(小学生) 小学生を対象に、ボランティア体験を通して思いやりの心を育てるとともに、ボランティア活動について知るきっかけとし、将来にわたって地域の福祉活動に積極的に参加していく意欲を育てることを目的に開催しています。
・ ジュニアボランティアサークル(中学生) ボランティア活動を通して、地域とのつながりを深め、中学生自身が主体となった社会参加を推進することで、社会の一員として考えて行動する力を養い、思いやりのこころを育むことを目的に実施しています。
福祉教育の推進（地域）
・ 福祉教育事業 地域住民が、福祉に対して関心・意識をもち、また地域の課題を解決・改善できる実践力を身につけられるよう、「気づく心」を育む場、福祉や地域課題について学ぶ機会として福祉教育事業を開催しています。

ボランティア活動の推進
・ ボランティア登録者 かほく市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録するボランティア活動者をさします。 ・ 市ボランティア連絡協議会 かほく市内で活動しているボランティア団体が、お互いの情報・意見の交換などで交流を深め、ボランティア団体間の連携を図ることで、ボランティア活動の活性化と地域福祉の向上を目的として設置しています。
防災・減災活動の推進
・ つながり仕掛隊 自治会や自主防災会等が開催する防災・減災活動等に、かほく市社会福祉協議会職員を「つながり仕掛隊」として派遣し、地域の防災力の向上や地域での日常からのつながりづくり、住民との協働の地域づくり、社会福祉協議会の理解を進めることを目的に実施しています。
見守り活動・見守りネットワークに対する支援
・ 地域福祉推進員 無理なくできる程度の援助や相談活動などやふれあいを通じて、支援を必要とする方が安心して暮らすことができるよう見守るために地域福祉推進員を設置しています。住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行う民生委員児童委員に協力しています。 ・ 地域福祉推進チーム連絡会 自治会単位の小地域で、民生委員児童委員と地域福祉推進員が、一体となった見守り活動（地域福祉推進チーム）を展開していくために開催する連絡会です。
権利擁護体制の充実
・ 権利擁護に関する相談 かほく市社会福祉協議会では、物事の判断をするうえで支援を必要とする方や日常生活課題を抱える方に対して権利を守るため、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度等の公的支援の活用といったすき間のない支援を実施しています。適切に制度につなぐことができるよう相談窓口を設置しています。
総合相談機能の充実
・ 福祉なんでも相談 どこで相談すればよいのか分からない方、匿名で相談したい方などが、気軽に相談できる窓口として随時対応します。

第2次 かほく市地域福祉活動計画

発 行 日 2019年(平成31年)3月
編集・発行 社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会
住 所：〒929-1173 かほく市遠塚口 52-10
電 話：076-285-8885 F A X：076-285-2049

